# 経営戦略的視点に立った

# 県有財産の総合的な管理に関する基本方針

~熊本県公共施設等総合管理計画~

平成25年3月 (平成29年3月改訂) (平成31年3月改訂) (令和4年3月改訂)

熊本県

# 目 次

はじ	めに		1
第1	章 児	具有財産の現状と課題	3
1	県不	有財産の現状	3
	(1)	財産台帳登録の行政財産及び普通財産	3
	(2)	財産台帳に登録されていない財産	7
2	こオ	ηまでに行った取組の実績	8
	(1)	未利用県有財産の売却等	8
	(2)	行政財産の貸付け	8
	(3)	施設の維持管理業務の効率化等	8
	(4)	ネーミングライツの導入	8
	(5)	県有施設の集約化	8
	(6)	官民連携による県有財産利活用事業	9
	(7)	個別施設計画の策定	9
	(8)	その他	9
3	県不	有財産の課題1	0
	(1)	震災等災害時への対応1	0
	(2)	県有施設の全体的な老朽化1	. 1
	(3)	全庁的なマネジメントの不足1	.5
	(4)	厳しい財政状況への対応1	.5
	(5)	ゼロカーボンに向けた対応1	.7
	(6)	人口急減及び超高齢化への対応1	.7
4	県不	<b>有施設に要する費用</b> 1	19
5	ファ	ァシリティマネジメント等に関する国の動き2	20
第2	章	ファシリティマネジメントの推進2	22
1	ファ	ァシリティマネジメントの取組の必要性2	22
2	本ス	方針の対象財産2	22
第3	章 耳	y組の方向性2	27
1	計画	<b></b>	27
2	取約	且の方向性2	27
	(1)	県有財産の総量最適化2	27

	(2)	県有財産の効率的活用	27
	(3)	県有施設の長寿命化	27
第4	章	具体的な取組	30
1	県	有財産の総量最適化	30
	(1)	県有財産の集約化・転用等	30
	(2)	財産の利活用と重点整備の実施、共同利用等	30
	(3)	利用財産の売却等の推進	30
	(4)	施設評価の実施(統合・廃止の推進)	31
2	県	有財産の効率的活用	32
	(1)	維持管理業務の最適化	32
	(2)	日常の保全業務等の効率的な維持管理	32
	(3)	施設等の有効活用の推進	32
3	県	有施設の長寿命化	33
	(1)	施設の点検、診断等の実施	33
	(2)	老朽化に対応した維持・補修・更新	33
	(3)	施設の耐震化や安全確保の取組	33
	(4)	防災拠点施設や避難場所としての機能の確保	
	(5)	施設の長寿命化への取組	33
	(6)	環境配慮や社会環境の変化に応じた性能向上への取組	34
4	そ	の他の取組	34
	(1)	職員の意識改革	34
	(2)	国、市町村等との連携	34
		PPP/PFIの取組の検討	
		ファシリティマネジメントの取組状況等の公表	
	(5)	ファシリティマネジメントを推進するための体制整備	
	(6)	固定資産台帳の整備・活用	35
	(7)	PDCAサイクルの推進方針	35
第5	章	施設類型ごとの具体的な実施方策	37
1	庁	舎等建築物	37
2		市公園	
3		港	
4	県	営住宅	41

	5	道路	42
(	6	河川	43
	7	砂防	45
;	8	流域下水道	46
1	9	港湾	47
	1 0	海岸	49
	1 1	林道	51
	1 2	治山	52
	1 3	漁港	53
	1 4	土地改良施設	
	1 5	交通安全施設	
	1 6	企業会計(企業局)	58
	1 7	企業会計(病院局)	60
第	6章	資料編	61

## はじめに

本県が保有している施設は、昭和 40 年代に建設・整備されたものが多いことから、老 朽化が進行し、建替ニーズの増大や維持費の増嵩等への対応が急務となっています。

また、本県の財政状況は、これまでの財政再建戦略の取組により、未利用財産の積極的売却、投資的経費及び職員数の削減等による抑制を行い、財源不足の解消に向けた所期の目標は達成したものの、今後における総務省の地方交付税分配の動向については、予測できない状況にあります。さらに、人口減少、超高齢化等、社会環境の変化により、本県が保有している施設もこれら社会環境への対応が求められています。

このような状況を受け、本県では、平成25年3月に、県有財産の取得、管理、売却等について、新たにファシリティマネジメント<sup>1</sup>の考え方を取り入れ、全庁的、統一的な視点から県民の財産である県有財産の効果的な利活用をより一層進めるため、「経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針~ファシリティマネジメントの推進に向けて~」を策定しました。

その後、国においては、平成25年11月にインフラ老朽化対策の推進に関する省庁連絡会議で"インフラ長寿命化基本計画"を決定しました。さらに、平成26年4月には、総務大臣から地方公共団体に対し、"公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)"の策定要請を行っています。

本県では、この総務大臣の要請を踏まえ、平成29年3月に、本基本方針を「県が保有する公共施設等を管理し、長寿命化を図るとともに、本県の行動計画を位置付けるもの」として、「熊本県公共施設等総合管理計画」として改訂しました。

一方で、本県では、平成28年に熊本地震が発生、令和2年7月には、大きな豪雨災害が発生しました。県では、「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン」に基づき2つの災害からの創造的復興に向けて取り組んでいます。

また、総務省では、平成30年2月に地方公共団体において策定した公共施設等総合管理計画について、不断の見直しを行い充実させるため、「公共施設等総合管理計画の策定あたっての指針」の改訂を行いました。

そこで、この改訂指針及び災害からの復旧・復興プランを踏まえるとともに、ファシリティマネジメントをより一層推進していくため、今般、本計画を見直し、今後の長寿命化対策の効果額等について充実を図りました。

今後、この基本方針に基づき、県有財産を総合的に企画、管理、活用し、最適な財産 経営による財政負担の軽減と効率的活用を推進してまいります。

令和4年3月

# 総務部長 白石 伸一

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup> ファシリティマネジメント:企業・団体等が保有又は使用する全施設資産およびそれらの利用環境を経営 戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経済活動(公益社団法人 日本ファシリティマネ ジメント協会(JFMA)定義)

## ≪これまでの県の取組≫

経営戦略的視点に立った県有財産の管理に関する基本方針 ~ファシリティマネジメントの推進に向けて~(H25.3月策定)

#### ≪本県の状況≫

#### 【H28熊本地震の発生】

平成28年熊本地震の発生により、県内の公共施設にも基大な被害が発生

熊本復旧・復興4カ年戦略 平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン

#### ≪国の取組み≫

- ・平成25年11月:インフラ長寿命化基本計画を決定
- ・平成26年4月:総務大臣から公共施設等総合管理 計画の策定要請

#### (基本計画)

インフラ長寿命化基本計画 (各省庁が策定)

#### ≪位置付け及び県の対応≫

平成29年3月 インフラ長寿命化計画(行動計画)の位置付けを兼ねた 「公共施設等総合管理計画」とし、基本方針を 見直し、内容を充実

経営戦略的視点に立った 県有財産の総合的な管理に関する基本方針 ~熊本県公共施設等総合管理計画~ ≪3つの基本的取組み≫ ①総量最適化 ②効率的活用 ③長寿命化 量の見直し 使い方の見直し 質の見直し 保有総量の 歳出の削減 中長期的な維持更新費 最適化 歳入の確保 の平準化 (削減)

#### ≪本県の状況≫

【令和2年7月豪雨災害の発生】 広範囲に降った大量の雨が河川に流れ込み、 大氾濫を引き起こし、各地で甚大な被害が発生

新しいくまもと創造に向けた基本方針 令和2年豪雨からの復旧・復興プラン

#### ≪国の要請≫

- ・平成29年3月:インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁 連絡会議にて個別施設計画の策定要請
- ・平成30年2月:総務省は「公共施設等総合管理計画の策定 にあたっての指針」の改訂を行い、地方公共 団体に対し、令和3年度までに公共施設等総合管理計画の改訂を要請

#### ≪本県の対応≫

- ・平成31年3月:「公共施設等総合管理計画」UD化事業 の追加のため一部改正
- ・令和3年3月:「個別施設計画」の策定

# 第1章 県有財産の現状と課題

## 1 県有財産の現状

## (1) 財産台帳登録の行政財産及び普通財産

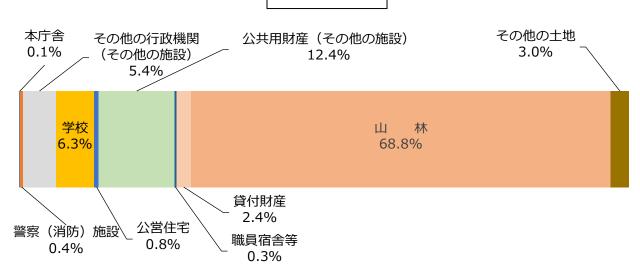
本県が保有する行政財産及び普通財産については、次の表のとおりとなっています。

(資料1-1) 県有財産保有数量一覧(表)

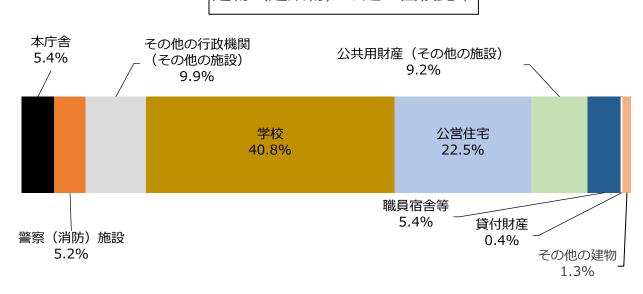
△₩	区分		土	地	建物	
分類				m	棟	m
	本 5	· 舍	106	6,644.24	22	127,022.96
	その他の行政機関	警察(消防)施設	409	9,502.52	474	122,718.90
		その他の施設	5,069	9,548.76	897	234,246.58
行政財産	公共用財産	学校	5,879	9,826.16	2,164	967,991.24
		公営住宅	719	9,455.12	426	533,337.81
		その他の施設	11,593	3,049.58	361	217,899.45
	小	計	23,778	3,026.38	4,344	2,203,216.94
	職員衙	<b>含</b> 舍等	295	5,598.62	633	128,404.75
	貸付	財産	2,253	3,958.81	9	9,286.45
普通財産		林	64,422	2,029.77	0	0
	その他のコ	上地•建物	2,829	9,816.91	79	32,006.84
	小	計	69,801	,404.11	721	169,698.04
	숨 計			9,430.49	5,065	2,372,914.98

## (資料1-2) 県有財産保有数量一覧 (グラフ)

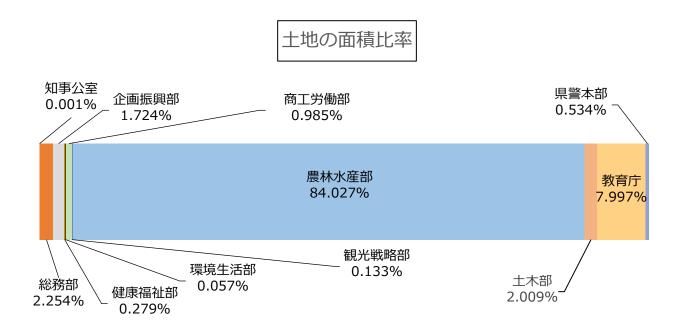
# 土地面積比率



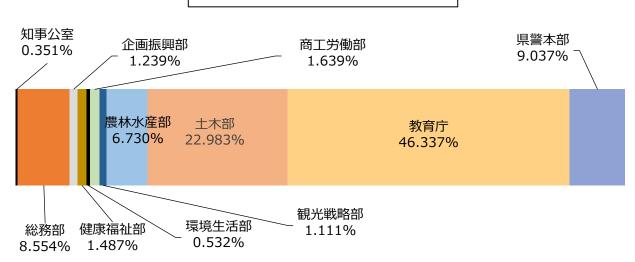
# 建物(建築物)の延べ面積比率



## (資料1-3) 部局ごとの保有財産状況 (面積比率)



# 建物(建築物)の延べ面積比率



このうち、施設類型別の保有状況は次表のとおりになります。

(資料1-4) 財産台帳登録財産の施設類型別保有状況

施設類型	状況	備考
庁舎等建築物	本庁舎 22 棟 警察(消防)施設 474 棟 その他の行政機関 897 棟 学校 2,164 棟 その他の公共用財産 361 棟 職員宿舎等 633 棟 貸付財産 9 棟 その他の普通財産 79 棟 計 4,639 棟	R3. 3. 31 現在
空 港*1	空港施設 1 箇所 (ターミナルビル及びその他の建物 (建築物) 計 7 棟)	R3. 3. 31 現在
県営住宅	43 団地、426 棟	R3. 3. 31 現在

\*1:空港は財産台帳登録の行政財産と\*2(資料2)の財産台帳に登録されていない財産に分かれる

## (2) 財産台帳に登録されていない財産

財産台帳に登録されていない施設類型別保有財産は次表のとおりになります。

(資料2) 財産台帳に登録されていない財産の施設類型別保有状況

施設類型	状況	備考
道路	路線数実延長 (km)橋梁数トンネル数県道 (主要地方道、一般県道)2,667.108km2,51754国道 (県管理分)892.596km1,09696計3,569.704km3,613150	R3. 3. 31 現在
河川	県管理河川 水系 81 河川数 145 河川延長 623.3km 県管理ダム 6ダム	R3. 3. 31 現在
砂防	砂防設備 1,694 基 急傾斜地崩壊防止施設 908 箇所 地すべり防止施設 91 箇所	R3. 3. 31 現在
企業会計 (流域下水道)	浄化センター処理施設 3 箇所 ( 熊本北部・球磨川上流・八代北部) 熊本北部流域 幹線管渠総延長 24.5km 汚水中継ポンプ場 2 箇所 球磨川上流流域 幹線管渠総延長 34.4km 汚水中継ポンプ場 3 箇所 八代北部流域 幹線管渠総延長 15.0km 汚水中継ポンプ場 2 箇所	R3. 3. 31 現在
港湾	重要港湾 3 港 地方港湾 15 港 技術基準対象施設 1,327 施設 水域施設 137 施設 係留施設 308 施設 外郭施設 300 施設 等	R3. 8. 31 現在
都市公園	県管理都市公園 6 公園 面積 計 183. 1ha 都市公園関係建築物 76 棟	R3. 3. 31 現在
空 港*2	空港土木施設 (着陸帯 L=1,120m、W=120m) 滑走路 (L=1,000m、W=30m) 誘導路 (L=73m、W=18m) エプロン (L=40m、W=90m) 等	R3. 3. 31 現在
海岸	県管理海岸保全施設 農地海岸 82.370km 漁港海岸 26.251km 建設海岸 125.725km 港湾海岸 77.629 km	R3. 3. 31 現在
林道	(県有林管理) 6 路線 延長 21.582km	R3. 3. 31 現在
治山	治山施設 12,186 基	R3. 3. 31 現在
漁 港	県管理漁港 16港 係留施設 24,871m 外郭施設 63,039m	R3. 3. 31 現在
土地改良施設	農業水利施設 10 箇所 (頭首工 1 箇所 農業用ダム・ため池 9 箇所)	R3. 3. 31 現在
交通安全施設	信号制御機 2,844 基 信号灯器 27,939 灯 信号柱 9,149 本(鋼管製 7,945 本・コンクリート製 1,204 本)	R3. 3. 31 現在
企業会計 (企業局)	発電施設 7発電所(水力7)、2ダム、1管理所 工業用水施設(事業箇所) 3箇所、1ダム 配水管等延長 約52.5km 駐車場(3箇所、敷地面積 計2,441.08 ㎡)	R3. 3. 31 現在
企業会計 (病院局)	病院施設 1 箇所(4 棟)	R3. 3. 31 現在

## 2 これまでに行った取組の実績

#### (1) 未利用県有財産の売却等

これまで、数次にわたる行財政改革に沿って、未利用県有財産を売却してきたことに加え、平成21年2月策定の「財政再建戦略」により、平成21年度から平成23年度までの3年間で64物件(85億8千万円余)を売却しました。

それ以降も積極的に売却を進め、平成24年度から令和2年度までの9年間でも93物件(79億7千万余)を売却しました。

また、県立高等学校については、「県立高等学校再編整備等基本計画」に基づき、 統廃合に取り組んだ結果、9校について閉校することになり、一部については地元市 町村への譲与や民間業者への売却処分等を行いました。

#### (2) 行政財産の貸付け

県有施設に設置する自動販売機及び売店については、設置者選定過程の透明性を高め、自主財源の増収を図るため、平成22年度以降、順次、原則公募により設置者を選定しました。

他にまた、エレベーターホール壁面への有料広告掲示や電子公告媒体(デジタルサイネージ)の導入、無償貸し付けの見直し(有償化)等を行いました。

#### (3) 施設の維持管理業務の効率化等

県有施設の電力調達方法を見直し、一括調達の対象範囲を一部拡大するとともに、 地域振興局でのエレベーター保守点検業務等の一括発注や複数年化契約を実施しました。

また、庁舎清掃や電気設備等24種目の業務委託について積算資料や仕様書を示し、 業務委託の標準化・事務の効率化に努めました。

#### (4) ネーミングライツの導入

新たな歳入の確保と施設サービスの維持・向上を図ることを目的として、県有施設のネーミングライツ・パートナー(命名権者)を募集し、平成24年度から熊本県民総合運動公園陸上競技場(期間:4年間、年間2,500万円)、平成30年から藤崎台県営野球場(期間:3年間、年間1,000万円)にネーミングライツを導入しました。

#### (5) 県有施設の集約化

FM推進基本方針に基づき、老朽化している県有施設の集約化(移転等含む)を行っています。平成30年度から現在までに5つの総合庁舎(上益城、阿蘇、球磨、鹿

本、天草)において実施しました。現在は、H28熊本地震で被害の大きかった県央 広域本部庁舎と防災センターの集約化を行い、防災拠点の機能向上を目指し、県庁舎 敷地内に合築庁舎(令和4年度末竣工予定)として整備を進めています。

#### (6) 官民連携による県有財産利活用事業

行政の効率化や財政負担の一層の抑制を図ることを目的に、県有財産の整備運営に 民間の経営手法(PPP・PFI<sup>2</sup>等)の導入に向け検討しています。

#### (7) 個別施設計画の策定

県有施設について、個別施設計画を策定しました。今後は、各々の状況により随時 改訂を行い、計画的かつ経費削減を考慮しながら施設の維持管理、更新に努めます。

#### (8) その他

住民サービスの向上や維持管理経費の削減等を図るため、民間の能力を活用し施設 を管理する指定管理者制度を36施設において導入しています。

また、歳入予算の確保及び職員の福利厚生の充実のため、県庁内にコンビニエンスストアを設置しました。

固定資産台帳の整備については、平成30年度決算から作成し、令和2年3月末に 公表しました。今後は、県有資産のマネジメント管理に活用していきます

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup> PPP: Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。

PFI: Public Private Partnership の略。効率化や公共サービスの向上のため、民間資本や民間のノウハウを利用し、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。

### 3 県有財産の課題

#### (1) 震災等災害時への対応

平成23年の東日本大震災では、地震と津波による甚大な被害が発生しました。また本県においても、平成24年7月に熊本広域大水害が発生、その4年後には「平成28年熊本地震」<sup>3</sup>が、また令和2年7月には県南地域を中心にこれまでにない豪雨が襲いました。<sup>4</sup>これらの災害により、県有施設を含め県内の施設や、道路、橋梁、鉄道等の交通インフラに甚大な被害が発生しました。

県有施設の中には、災害時には防災拠点施設や避難場所として位置付けられている ものもあり、災害時にその役割を果たせるよう、庁舎・設備等を定期的に点検し、機 能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図ることが必要 となります。

また、災害からの復旧・復興、新型コロナウイルス感染症等への対応等、新たな行政ニーズに対応する業務の増加に、迅速かつ柔軟に対応できるよう業務スペースの割り振りも日頃から検討しておく必要があります。

さらに、未利用地についても、仮設住宅等の設置や災害廃棄物の仮置場等を想定した利活用も視野に入れておく必要があります。

以上のように、県有施設には、今後の災害への対応として、予め災害時における県 有財産の活用策について検討し、備えておくことが求められています。

<sup>3</sup> 平成28年熊本地震の被災状況[平成28年9月14日時点] [平成28年熊本地震からの復旧・復興プラン(平成28年12月改訂)から関係部分を抜粋]。4月14日21時26分に熊本県熊本地方の深さ11kmでマグニチュード6.5の地震(前震)が発生しました。さらに、28時間後の4月16日1時25分、同地方の深さ12kmでマグニチュード7.3の地震(本震)が発生し、これらの地震ではいずれも最大震度7を観測しました。なお、同一地域で震度7を2度観測したのは観測史上初めてのことです。4月14日以降、県内では震度6弱以上の地震が7回発生し、震度1以上の余震が9月14日時点で2,095回観測されています。また、熊本都市圏及び阿蘇地方を中心に多数の家屋倒壊や土砂災害など、県内に甚大な被害をもたらしました。人的被害は2,501人、住家被害は169,253棟、被害総額約3.8兆円で、水道・電気・ガス等のライフラインが広範囲で寸断し、自治体が開設した避難所には最大で183,882人(県人口の約1割)が避難しました。さらに、避難所以外の施設や、グランメッセ熊本などの駐車場・公園・グラウンド等で車中に避難した人が多数発生しました。

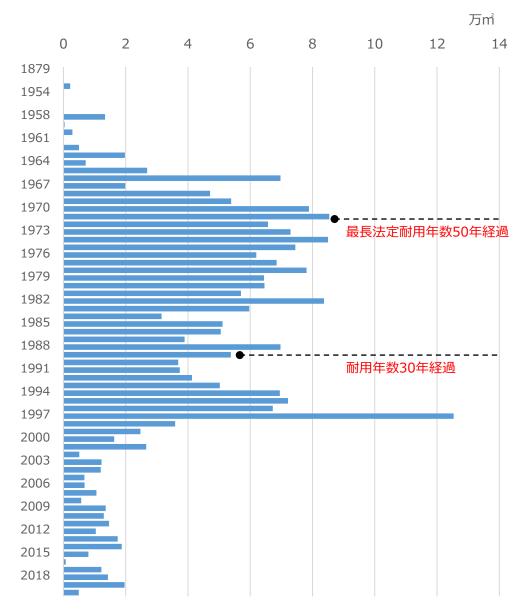
<sup>4</sup> 令和2年7月豪雨災害の被災状況〔令和3年3月30日時点〕〔令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン(令和3年3月策定)から関係部分を抜粋〕線状降水帯の長期停滞により、7月3日から4日の2日間で約1月分(7月平均)の降水量が確認され、昭和40年洪水や昭和57年洪水を上回る観測開始以来最大の雨量・水位を記録しました。広範囲に降った大量の雨が球磨川や佐敷川などに流れ込み、大氾濫を引き起こすとともに、大雨により各地で土砂崩れも発生しました。人的被害は67人、住家被害は5,309棟、被害総額5,222億円(令和3年3月30日時点)で、昭和以降に発生した災害のうち、熊本地震に次ぐ被害額となりました。

#### (2) 県有施設の全体的な老朽化

財産台帳に登録された建物(建築物)は、令和2年度(2020年度)末で5,06 5棟、延べ面積で約237万平方メートルとなっています。

令和12年度(2030年度)末には、コンクリート造の法定耐用年数である50年を経過する施設が延べ面積で全体の44%に達し、改修工事や建替需要が集中することが予想され、多額の費用が必要になります。

(資料3)建物(建築物)の分類別、築年度別延べ面積の推移

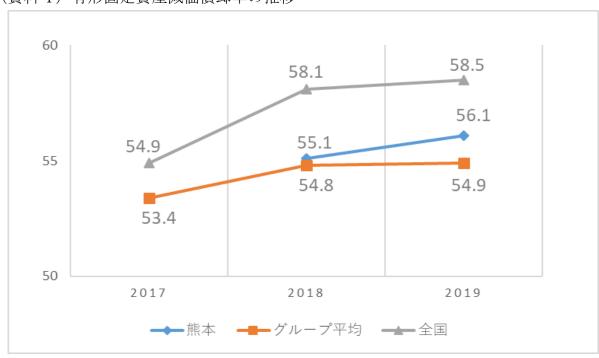


(公有財産台帳データ:令和3年3月31日現在)

### 《参考:有形固定資產減価償却率(資産老朽化比率)》

総務省公表の「財政状況資料集」によると、建物や構築物等がどれだけ老朽化しているかを示す有形固定資産減価償却率 $^5$ は、本県の場合、令和元年度(2019年度)は56.1%となっており、全国平均58.5%を2.4%下回っています。しかし、熊本県と類似した都道府県のグループ内の平均は54.9%であり、熊本県が1.2%上回っており、老朽化が進んでいるという状況になっています。また、平成30年度(2018年度)と比較しても1.0%上昇している状況です。

今後も、これらのデータを活用し、保全計画の策定や予算の平準化に努めていきます。



(資料4) 有形固定資産減価償却率の推移

※熊本のデータについては、H28熊本地震の影響により2018年度から公表

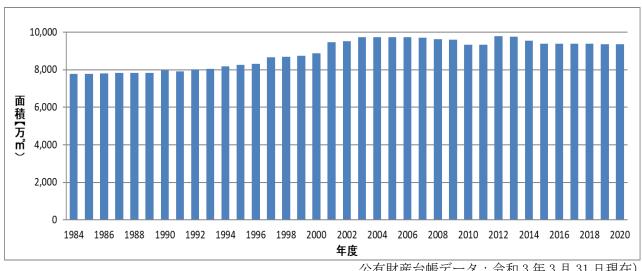
有形固定資産減価償却率 = 減価償却累計額 有形固定資産合計 - 土地等の非償却資産+減価償却累計額

<sup>&</sup>lt;sup>5</sup> 有形固定資産減価償却率とは、有形固定資産の老朽化の度合いを測るもので、この指標は、耐用年数から見た資産価値の下落を算定することで、将来的な更新等の規模の目安となるものであり、施設の機能性や安全性の低下を表すものではありません。

資料5のとおり、土地の保有状況については、ほぼ横ばいの状況です。1980年 代に比べ若干増加しているのは、土地の大半を占める山林の国土調査に基づく数値上 の増加によるものであり、取得等によるものではありません。

近年は、利活用の見込みのない県有地については、積極的に売却等を行っています。

(資料5) 土地保有状況の推移



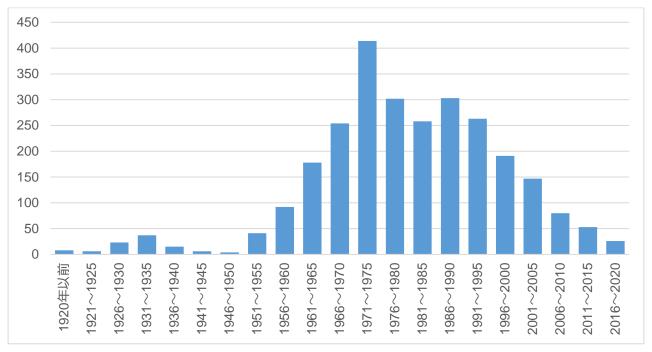
公有財産台帳データ:令和3年3月31日現在)

また、財産台帳に登録されていない施設類型別保有財産(資料2参照)については、 高度成長期から順次整備されてきています。道路施設を見てみると、舗装延長(高級 舗装)が2倍程度まで増加しています。インフラ系施設の耐用年数や主要設備の更新 周期などの目安は異なるものの、今後、増加した施設の老朽化が一斉に進むため、集 中的に多額の修繕・更新・架替費用が必要となることが懸念されます。

(資料6) 道路:県が管理する舗装延長(高級舗装)の推移と補修実績



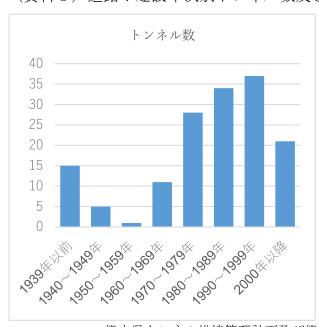
(資料7) 道路:架設年次別橋梁数

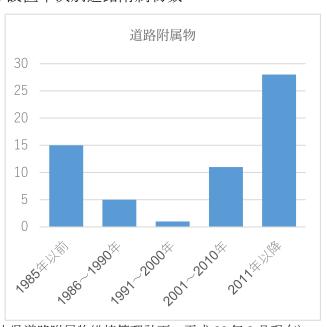


(令和3年3月31日現在)

管理橋梁 (N=3,613 橋) のうち、架設年次が判明している橋梁 (N=2,692 橋) について記載

(資料8) 道路:建設年次別トンネル数及び設置年次別道路附属物数





熊本県トンネル維持管理計画及び熊本県道路附属物維持管理計画:平成26年3月現在)

道路附属物は定期点検が義務化されている門型支柱を有する大型の道路標識及び道路情報提供装置 (収集装置含む)

#### (3) 全庁的なマネジメントの不足

県有財産については、統一的な管理運営方法や基準が十分でないうえ、改修等も、 所属長等、各財産管理者で対応しているため、効率的な管理運営がなされていない面 に課題があると考えられます。

このようなことから、県有財産を適正に管理し、利用するためには、維持管理業務の効率化や計画的な保全等、総合的な視点に立ったマネジメントを実施することが必要になっています。

また、利活用についても、県有財産の情報を集約し、一層効率的・統一的な取扱いによる利用調整を図り、場合によっては、処分することも必要です。

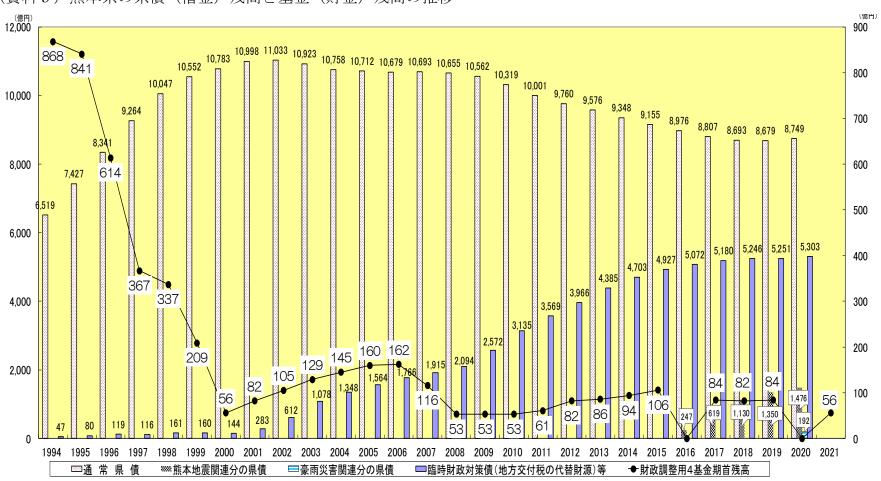
#### (4) 厳しい財政状況への対応

本県は、これまで数次にわたる行財政改革に取り組み、常々大幅な財源不足額の解消、通常県債残高の減少、財政調整用4基金残高の増加等、財政の健全化に努めてきました。そのような中で、平成28年熊本地震及び令和2年7月豪雨災害が発生し、財政調整用4基金はこの2つの災害の度に枯渇するなど本県の財政状況は大きく変化しました。

今後、復旧・復興を成し遂げるまでには、長い時間と莫大な財源が必要になります。 その他、人口減少、超高齢化等の進展により、社会保障関係経費が増嵩し、少子化対 策など新たな財政需要への対応が見込まれるとともに、国の予算編成及び地方財政対 策の動向等によっては、更に厳しい財政運営を強いられる可能性があります。

以上のことから、これまで以上に県有財産の利用状況を把握して効率的に利活用することや県有財産の保有総量を最適化することが必要になってきています。

(資料9) 熊本県の県債(借金) 残高と基金(貯金) 残高の推移



※「熊本県財政事情(令和3年12月)」より

※通常県債残高は一般会計+公債管理特別会計ベースでの期末残高、基金残高は財政調整用4基金の期首残高合計 (平成28年度は6月補正予算編成後、R2年度は9月補正予算編成後の残高)

## (5)ゼロカーボンに向けた対応

近年、地球温暖化の進行、異常気象の多発などの地球規模の環境危機や、生物多様性の損失、海洋プラスチックごみなど様々な問題が顕在化しています。そこで本県では、国に先駆けて「2050年県内CO2排出実質ゼロを目指すこと」を宣言しました。

具体的には、令和3年7月に策定した「第六次熊本県環境基本計画」の中で2030年度までに温室効果ガスを50%削減(2013年度比)する目標を定め、県の事務・事業においては、同60%削減を目標に率先して省エネルギーやエネルギーシフトに取り組むこととしています。

また、令和2年12月に策定した「第2次熊本県総合エネルギー計画」では、本県の再生可能エネルギー導入促進・省エネルギー推進に係る課題に対応し、再エネと省エネの取組をこれまで以上に推進することによって、県のあらゆる部門の発展につなげていくことを目的としています。

県有施設については、LED導入等の省エネ対策を徹底し、再生可能エネルギーの 導入を積極的に進めます。施設建設に当たっては、森林によるCO2 吸収源対策とし て、森林資源の循環利用推進のため、県産木材の利用のほか、建物の高断熱化や再生 可能エネルギーの活用など、ゼロカーボンに向けた県の率先行動を加速させる必要が あります。

#### (6) 人口急減及び超高齢化への対応

日本の人口は、2008年をピークに減少局面に突入しており、今後は人口減少が 進行するとされています。

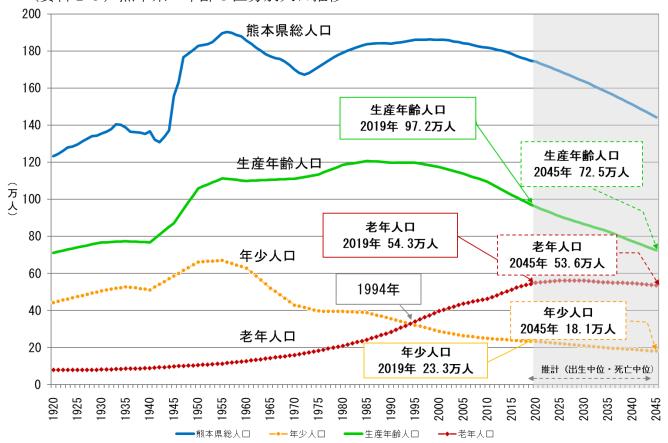
また、2014年12月27日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」において、人口減少は、日々の生活においては、実感しづらいものの、将来的には経済規模の縮小や生活水準の低下を招き、究極的には国として持続性すら危うくなる問題と警鐘を鳴らしています。

本県においては、全国よりも約10年早く人口減少の局面に入り、国立社会保障・人口問題研究所の推計では、2045年には年少人口が18.1万人(2019年比5.2万人減)、生産年齢人口72.5万人(同24.7万人減)、老年人口が53.6万人(同0.7万人減)となり、生産年齢人口の減少とともに少子高齢化が進み、約4割が高齢者となると見込まれています。

このため、現在保有する財産について、人口構成の変化に伴う施設需要の変化に対応した見直しを行い、次世代の負担を軽減することが重要になります。

また、利用する財産については、超高齢化に対応し、かつ誰もが利用しやすい機能 を備えることが必要となります。

(資料10) 熊本県の年齢3区分別人口推移



※「熊本県人口ビジョン(令和3年3月改訂)」より 2019年までは「国勢調査、人口推計(総務省)」より作成 2020年以降は「日本の地域別将来推計人口(社人研)」より作成

## 4 県有施設に要する費用

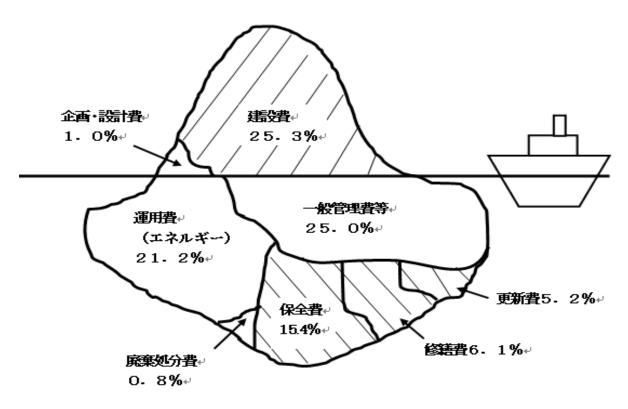
建築物のライフサイクルコストとは、施設の設計費・建設費などの初期投資(イニシャルコスト)と、維持保全費・運用管理費等の施設運営費(ランニングコスト)及び解体処分までの総費用を指します。

建築物のライフサイクルコストの構成を調べると、建設費は氷山の一角に過ぎず、 建築物の保全等の費用(保全費、修繕費、更新費)は、建設費と同程度かかり、一般 管理費等も、全体の4分の1を占めています。

本県は建築物以外にも多くの県有施設を保有しており、それらの施設のライフサイクルコストも建設費を上回るものもあります。

厳しい財政状況の下では、県有施設の総量を最適化し、財政負担を縮減することや、 計画的な点検や修繕等による長寿命化を図り、施設全体に要する財政負担を平準化す ることがより重要になります。

## ライフサイクルコスト概念を示す氷山



出典:「建築の寿命とライフサイクルコスト」(著:柏原士郎)

# 5 ファシリティマネジメント等に関する国の動き

年度	国の動き		
	簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律  ・ 資産・債務改革を重点分野として位置付け  国有財産の効率的な活用を推進するための国有財産法等の一部を改正する		
H18 (2006)	<ul> <li>法律         <ul> <li>効率的な財産活用を推進</li> </ul> </li> <li>国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について         <ul> <li>国土交通省社会資本整備審議会建築分科会において、国家機関の建築物についてファシリティマネジメントの必要性を述べる</li> </ul> </li> </ul>		
H20 ~ H24	社会資本整備重点計画		
(2008 ~2012)	「ストック型社会への対応」を重点目標分野に定め、「戦略的な維持管理や更新の推進」を掲載		
H23	PRE(Public Real Estate:公的不動産)戦略を実践するための手引書		
(2011)			
H24 (2012)	新たな社会資本整備重点計画が閣議決定		
H24 (2012)	<ul><li>社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視</li><li>国土交通省、厚生労働省所管の社会資本について、総務省行政評価局が維持管理・更新の状況を調査し、必要な改善措置を勧告</li></ul>		
H25 (2013)	<ul><li>インフラ長寿命化基本計画</li><li>各インフラを管理・所管する者が、維持管理・更新等を着実に推進するための取組の方向性を明らかにする行動計画の策定</li><li>個別施設毎の具体の対応方針を定める個別施設計画の策定を"インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議"で決定</li></ul>		
H26 (2014)	公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について <ul> <li>総務大臣から地方公共団体に対し、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための計画(公共施設等総合管理計画)の策定を要請</li> <li>「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の策定</li> </ul>		
	• 地方公共団体において、本指針を参考とするほか、インフラ長寿命化基		

本計画を参考として公共施設等総合管理計画・個別施設計画を策定施設等の総合的かつ計画的な管理の推進を要請		
H29 (2017)	「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」の改訂  ・ 地方公共団体における公共施設等総合管理計画の推進を総合的かつ計画的に図るとともに、不断の見直しを行い充実させるため、平成26年度に策定した指針を改訂	
H30 (2018)	公共施設等の適正管理の更なる推進について	
R2 (2020)	令和3年度までの公共施設等総合管理計画の見直しに当たっての留意事項 について ・ 個別施設計画を反映した総合管理計画の見直しを要請	

# 第2章 ファシリティマネジメントの推進

## 1 ファシリティマネジメントの取組の必要性

先述のとおり、厳しい財政状況の下では、県有施設の総量を最適化し、財政負担を縮減することや、計画的な点検や修繕等による長寿命化を図り、施設全体に要する財政負担を平準化すること、つまり、経営的な視点ですべての県有財産を総合的に企画、管理・活用する、いわゆる「ファシリティマネジメント」の取組を加速化させることが必要になります。

## 2 本方針の対象財産

全ての県有地・県有施設及びその従物並びに県が借用している土地・施設6

<sup>6</sup> ただし、法令等に基づいてマネジメントに取り組んでいるものなど、施設類型ごとに考え方や取組の状況が異なり、統一的な取扱いは困難であるため、本方針の基本的な取組を踏まえ、財産区分毎の維持補修等の考え方を記載した計画を、「インフラ長寿命化基本計画」で定める個別施設計画として見直しを図りながらマネジメントに取り組むものとします。また、具体的な目標等については、個別施設計画の中で検討を進めていきます。

# 【個別施設計画一覧】

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
	① 熊本県庁舎等建築物個別施設計画(令和2年度策定)	① アセスメント等を踏まえて、順次定める施設の方向性に沿って、長寿命化や予防保全を推進し、建築物の安全性を高める。併せて、未利用施設の売却等を促進し、保全等に係る予算の平準化や削減につなげる。 ② アセスメント調査等を基に、各施設の利活用
	② 熊本県警察個別施設計画(令和2年度策定)	方針を整理し、中長期にわたる長寿命化等の 改修時期、費用等を表した計画であり、施設の 安全性・機能性を確保しながら維持管理・更新
庁舎等建築物	<ul><li>③ 熊本県立学校施設長寿命化プラン(学校施設個別施設計画)(令和2年度策定)</li></ul>	1(3) 甲長期的に施設整備に係るトータルコス
	④ 熊本県職員住宅管理計画~個別施設計画~ (令和2年度策定)	④ アセスメント等を踏まえて、熊本市外の 職員住宅を優先とする計画的な修繕等を 効果的に実施し、保全等に係る予算の平 準化や削減につなげる。
	⑤ 熊本県教職員住宅個別施設計画(令和3年度策定)	正り可定相がと参与に、地域は、地域で
都市公園	熊本県公園施設長寿命化計 画(令和29年度策定・令 和5年度改訂予定)	県営都市公園施設の安全・安心を確保しつつ、 重点的・効率的な維持管理や更新投資を行う。
空港	<ol> <li>天草空港維持管理更新計画(平成26年度策定・令和3年度改訂)</li> <li>天草空港保全計(平成23年度策定)</li> </ol>	以て、空港内の施設の供用性、航空機の運航 に対する安定性等の確保並びに施設の長寿 命化による更新投資の平準化を図る。
		を図る。

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
県営住宅	熊本県営住宅長寿命化計画 (平成 21 年度策定·令和元 年度改訂)	予防保全的な修繕や改善の計画を進め、長寿 命化による更新コストの削減と事業量の平準 化を図る。
道路	<ol> <li>① 熊子 (1) (2) (2) (2) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4</li></ol>	① 予防保全型の維持管理を進め、橋梁の健全性の向上並びに修繕・架け替えに係る費用の縮減及び平準化と利用者の安全性を確保する。 ② 道路舗装の維持管理業務を長期的視点によりとらえ、必要なサービス水準の維持と維持管理コストの最小化を図る。 ③ 保守箇所の補修サイクルを検討し、進捗管理表を作成、コスト縮減及び年間事業費の平準化を図る。 ④ トンネル維持管理コストの縮減や平準化を図りながら地域道路網におけるトンネルの安全を確保する。 ⑤ 現行施設の維持管理や施設の更新に当たって、コストを図る。 ⑤ 現行施設の維持管理や施設の更新に当たって、コストの平準化を図る。 ⑥ 県管理樹木について、消毒、剪定等適切な維持管理を行う。
河川	①河川管理施設長寿命化計画(特定構造物(水門、ポンプ設備等)27施設策定)(平成26年度策定)②熊本県ダム長寿命化計画(補助ダム6ダム)(平成29・30年度策定)	<ul><li>① 管理施設の維持管理を計画的に推進し、効果的・効率的な延命化措置を行うことでライフサイクルコストの縮減を図る。</li><li>② ダム長寿命化計画及びダム維持管理方針等に基づき、更新・対策の優先順位を判断した上で、コストの縮減・平準化を考慮し、計画的に維持管理を行う。</li></ul>

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
砂防	砂防施設等長寿命化計画 (令和元年度策定)	既存の砂防施設について、点検・評価を行い、維持、修繕、改築、更新の対策を的確に実施することにより、施設の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保する。また、これまでの「事後保全型の維持管理」から「予防保全型の維持管理」へ転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費用の平準化を図る。
企業会計 (流域下水道)	<ul><li>① 熊本北部流域下水道ストックマネジメント計画</li><li>② 球磨川上流流域下水道ストックマネジメント計画</li><li>③ 八代北部流域下水道ストックマネジメント計画</li><li>(以上、平成 29 年度策定)</li></ul>	熊本北部浄化センター、球磨川上流浄化センター 及び八代北部浄化センターにおける施設の点検、 調査結果に基づきストックマネジメント計画を策 定し、予防保全的な管理を行うとともに、計画的な 改築等を行うことにより、事故の未然防止及びラ イフサイクルコストの最小化を図る。
港湾	港湾施設長寿命化計画(平成 27 年度策定·令和3年度改訂)	港湾施設の計画的な点検診断の実施並びに適時適 切な維持工事の実施による施設の長寿命化を図る ための計画を策定し、施設の最適な維持管理を行 うとともにライフサイクルコストの縮減を図る。
海岸	① (建設)海岸保全施設 長寿命化計画 ② (港湾)海岸保全施設 長寿命化計画 ③ (漁港)海岸保全施設 長寿命化計画 ④ (農地)海岸保全施設 長寿命化計画 (以上、平成 30 年度策定)	るため、予防保全の考え方を導入し、適切な維持管理による施設の長寿命化を目指すための計画。 点検に関する計画により構成さ
林道	①第 15 次県有林経営計画 (令和2年度策定) ②熊本県県有林林道施設長 寿命化計画(個別施設計画) (令和3年度策定)	<ul><li>① 県有林の適正な管理、効率的な森林施業を実施するうえで骨格的な役割を果たす施設であり、周辺の森林における路網整備の状況等を踏まえつつ一体的に整備、維持管理等を実施する。</li><li>② 林道施設(橋梁)の長寿命化を図るため、施設の点検・診断結果に基づく補修・更新等の優先度や施設の機能保全・強化などの個別施設計画を策定し、効率的かつ効果的な施設の維持管理・更新等を行いライフサイクルコストの縮減を図る。</li></ul>

施設類型	個別施設計画名	計画の概要
治山	治山個別施設計画 (令和2年度策定)	治山施設のメンテナンスサイクルの構築、治山施設の維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減(予防保全型維持管理の導入や施設自体に損傷が見られない場合であっても、施設周辺の森林で新たな荒廃の発生等が確認された場合等には、施設の機能強化等を図る。)、平準化を図り、治山施設の維持管理・更新等を着実に推進する。
漁港	機能保全計画(16 漁港)(平成 23 年度策定·令和 2 年度改訂)	漁港施設の機能を保全するために必要な日常 管理や保全・更新工事を盛り込んだ計画。効 果的な維持管理、既存施設の長寿命化、ライ フサイクルコストの縮減及び対策コストの平 準化を図る。
交通安全施設	熊本県警察交通安全施設 (交通信号機)長寿命化計 画 (平成29年度策定)	信号機は、交通事故抑止に大きく寄与している反面、損傷、腐食、その他の異状により機能が損なわれた場合には、交通に甚大な障害を及ぼすおそれがあり、県警察では、安全性、経済性及び重要性の観点から、本行動計画の対象施設として信号機を選定し、今後の維持管理・更新等を着実に推進する必要がある。
企業会計 (企業局)	①発電所改良修繕工事長期計画(令和元年度改訂) ②工業用水道事業施設更新計画(平成 28 年度策定、29 年度改訂) ③県営有料駐車場保全計画 (平成 30 年度策定)	企業局事業(電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業)の安定した事業継続に資するため、各施設において計画的な施設の維持点検、補修を行うとともに、施設の機能、重要度に応じ、ライフサイクルコストを考慮した維持管理計画を策定する。
企業会計 (病院局)	こころの医療センター施設 管理計画 (令和元年度策定)	建替えから20年以上経過し、施設の老朽化が進行していることから、今後見込まれる施設の修繕や改修事業の優先順位を整理し、負担の平準化を図るとともに、施設を長期的に活用することを目的として策定。

# 第3章 取組の方向性

第1章で記載した県有財産の現状と課題を踏まえ、次の3つの取組によってファシリティマネジメントを推進します。

また、これによって、「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「新しいく まもと創造に向けた基本方針」における「県民が夢と誇りを持ち安心して暮らし続ける熊 本の創造」や「災害に強い郷土づくり」を着実に進めていきます。

### 1 計画期間

令和4年度~令和13年度(10年間)

#### 2 取組の方向性

### (1) 県有財産の総量最適化

県有施設の集約化や転用を検討し、財産の利活用と重点整備の実施、共同利用等を 徹底します。また、利活用が見込めない県有施設の廃止や財産の売却等を積極的に行います。

一方で、災害時に必要となる用地等の確保に努めます。

以上の点を中心に、県有財産の総量最適化を推進します。

#### (2) 県有財産の効率的活用

県有施設を適正に維持するために、維持管理業務を最適化するとともに、必要な日々の清掃や保全業務等についても、コスト削減を図りながら、効率的に維持管理を実施します。

また、財産の有効活用の観点から、余剰スペース等の災害時利用や庁舎等の建替用地等の将来的な活用可能性を含め、多角的な活用策の検討を進めます。

さらに、市町村合併や市町村への権限移譲等により、施設に空きスペースが生じることになり、今後の施設の在り方について検討を行いました。その結果、5つの総合庁舎と保健所について、集約化を行い、その一部については、売却する予定としています。

#### (3) 県有施設の長寿命化

今後も利活用を続ける施設については、定期的な点検や診断の実施、老朽化に対応 した維持・補修・更新、施設の耐震化や安全の確保、防災拠点施設や避難場所として の機能の確保、環境配慮や社会環境の変化に応じたユニバーサルデザイン化による性 能向上等への取組を計画的に進め、財政負担の平準化を図るとともに、長期的視点からの予防保全や不具合等の早期発見・補修・改修等により施設の長寿命化を推進します。

なお、庁舎等建築物の長寿命化の取組として、令和2年度までに施設ごとの個別施設計画を策定しました。分析した結果、施設の課題が判明しました。そこで、施設を良好な状態で安全に長く使用できるように、予防保全の考え方を取り入れた保全計画の策定を進めています。既に全103施設のうち31施設について終了していますが、未策定の72施設についても、今後3年程度を目途に策定を進めます。

## ※3つの基本的取組の推進方向



## 第4章 具体的な取組

全庁的な視点から、具体的には次の取組によって、ファシリティマネジメントを進めていきます。

## 1 県有財産の総量最適化

### (1) 県有財産の集約化・転用等

- 「熊本県県有財産利活用推進会議」等において、県有財産の集約化・転用等の利用調整を推進します。
- 新しい行政ニーズに対応するため施設の新設が必要となった場合や著しい機能 低下等による建替えが必要になった場合は、既存施設の転用や民間施設による 代替の可能性を含めた総合的な検討を行います。

### (2) 財産の利活用と重点整備の実施、共同利用等

- 職員住宅は、平成26年度から、任命権者の枠を越えた利用に係る条件整備を行い、共同利用を開始しています。今後は、共同利用の周知徹底を図りつつ、入居状況の推移等を把握・分析した結果を踏まえながら、共同利用を更に促進するとともに、集約化の方向についても検討します。
- 所管課において利活用の見込みのない財産については、庁内や市町村に対して 利活用希望調査を行っています。市町村にて希望があった場合は、売却処分を行い、利活用を行っています。

また、近年は、保健所業務の集約化や災害対応による組織の改編により、利用状況に応じた施設の改修工事を行っています。今後においても、随時、対応します。

#### (3) 利用財産の売却等の推進

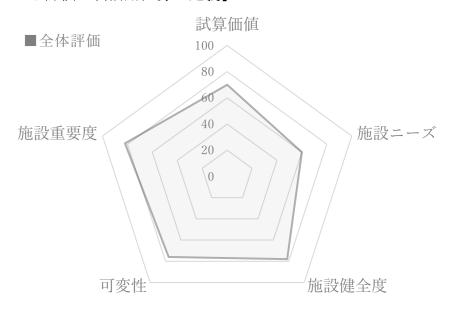
- 未利用財産については、今後も災害時利用(応急仮設住宅建設用地、震災ガレキ 置場、備蓄倉庫等)や庁舎等の建替用地等将来的な活用の可能性がある財産を除 き、売却、譲渡、貸付け等を進めます。
- 売却に当たっては、公的な連携を進めるため、地元市町村等に意向調査を行います。
- 民間のノウハウを活用した売却方法や無接道等による売却困難物件についての 処分方法等、現在の手法の検証・見直しを行うことで更なる売却促進につなげま す。
- 取壊しが適当とされた施設については、維持管理コストの削減と外壁落下等に

よる事故の回避を図るため、除却債等を活用した解体撤去を進めます。

#### (4) 施設評価の実施 (統合・廃止の推進)

- 県有財産の総量最適化を効果的に進めるため、一定基準以上の建築物について、「県有施設の長寿命化等に関する指針」に基づき、耐震性等の「資産価値」、利用者数や利用頻度等の「施設ニーズ」、劣化状況を示す「施設健全度」、階高等の「可変性」、防災指定や災害リスクを示す「施設重要度」といった項目を調査し、利活用区分(継続利用、建替、転用、廃止)への適合度を統一的に評価することで、その施設の将来の方向性検討の基礎的データとなる施設アセスメントを実施します。
- インフラ系施設の更新等に際しては、利用者数等に応じた規模の見直しを検討 します。

### 【施設アセスメント評価と利活用区分の定義】



区分		定義
建替		建築物を取り壊し、現地で新たな建築物を建築
転用		建築物を継続利用するが、スペースを有効活用するため、建築物(一部) を異なる事業用途に改修
継続利用	目標 60 年	計画保全を図り、60 年継続利用
	目標 90 年	築後 40 年前後で長寿命化改修を施し、90 年継続利用
廃止		建築物の使用を現地で廃止(組織は移転)

## 2 県有財産の効率的活用

#### (1)維持管理業務の最適化

- ファシリティ情報の一元化を図るため、平成26年度から導入した熊本県営繕保全情報システムに、毎年度光熱水費や工事履歴等の情報を蓄積し、情報の共 有化や分析可能な状況を維持します。
- 光熱水費のベンチマーキングや電力調達方法の見直しなど、維持管理経費の効率化・最適化の取組を進め、併せて委託業務の複数施設の一括発注や複数年化契約等に取り組んでいきます。
- 電力調達方法について、高圧受電契約施設は原則一般競争入札とし、任命権者単位での取組を推進していきます。

#### (2) 日常の保全業務等の効率的な維持管理

- マニュアルの見直しや研修等を通じて、日常の保全業務の最適化に向けた取組 を行います。
- 業務内容や人員配置に大きな変更が生じている庁舎等についても、業務の効率 性の向上につながる、良好な執務環境等を確保するため、随時見直しを図りま す。

#### (3) 施設等の有効活用の推進

- 空きスペースが生じた施設等については、災害時や新型コロナウイルス感染症 対応等での利用や庁舎等の建替用地等将来的な活用可能性を含め、多角的な見 地から施設等の有効活用を図ります。
- その際には、地元市町村等との連携も含めた、施設の貸付けを検討します。

# 3 県有施設の長寿命化

### (1)施設の点検、診断等の実施

• 法律で定められた点検以外にも、国から示された指針や施設アセスメント等を 参考に点検・診断等を行い、施設の性能や劣化等の状況を適正に把握することで 不具合等の早期発見につなげます。

# (2) 老朽化に対応した維持・補修・更新

• 点検・診断等の結果、発見された不具合等については、速やかな修繕や安全対策等を行います。また、今後の利活用の見込みがなく、老朽化が進んだ建築物については、解体撤去に努め、人的被害や事故等を防ぎます。

### (3) 施設の耐震化や安全確保の取組

• 主要なインフラ系施設については、予防保全型維持管理によるメンテナンスサイクルを確立していくことで安全性を確保します。

# (4) 防災拠点施設や避難場所としての機能の確保

- 防災拠点施設や避難場所となる県有財産については、庁舎、通信設備、非常用電源設備等を定期的に点検し、機能の維持・管理を行うとともに、必要に応じ施設や機能の充実強化を図ります。
- 新たに災害時の避難場所に指定された施設や生活基盤を形成する施設等は、市町村と連携し、防災機能を高め、大規模な災害に備え、非常用電源など役割に応じた防災機能等を確保しています。<sup>7</sup>

#### (5) 施設の長寿命化への取組

- 長期利用に耐えうる施設とするために、基幹的部位における予防保全や長寿命 化改修、適正な維持管理によるメンテナンスサイクルの確立を推進します。
- 整備の実施に当たっては、長期的な財政負担を勘案するため、10年及び30年の県有財産の維持管理・更新等に係る経費の見込みを試算し<sup>8</sup>、緊急性や重要性等を踏まえた実施時期の調整を行うことで、財政負担の平準化を図ります。

耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物に該当する県所有の建築物については、耐震診断及び耐震改修は全て完了しています。しかし、「平成28年熊本地震」では想定を超える被害が発生したことから、被災した既存建築物について、改めて耐震改修等を実施しました。

<sup>8</sup> 試算内容については60ページの参考2参照

### (6)環境配慮や社会環境の変化に応じた性能向上への取組

- 県有施設については、「2050年県内CO2排出実質ゼロ」に向けて、脱炭素化に取り組むこととし、空調設備や照明機器等の適切な維持管理など省エネルギーの徹底を図るとともに、庁舎等への再生エネルギーの導入や化石燃料を使用する設備のエネルギーシフト(電化)などについて、着実に進めます。
- 今後の施設の改修等に当たっては、「熊本県環境基本計画」「熊本県総合エネルギー計画」、「熊本県高齢者、障害者等の自立と社会活動への参加の促進に関する条例」及び「熊本県やさしいまちづくり推進指針」を踏まえ、ZEB、ZEH %を見据えた設備水準やユニバーサルデザイン化等の施設の性能確保を目指します。

# 4 その他の取組

ファシリティマネジメントの取組を推進していくうえで必要な推進体制の整備等に 取り組みます。

また、職員全員が主体となって取り組む必要があることから、職員の意識改革のための研修会の実施や、同じ課題を共有する国や市町村等と連携した取組を行います。

さらに、取組状況を公表することにより、ファシリティマネジメントの取組を推進 します。

## (1)職員の意識改革

• 県有財産は、県民の財産であることを認識し、意識改革を進めるために、関係課 と連携した研修や取組事例の周知等を図ります。

#### (2) 国、市町村等との連携

- ファシリティマネジメントに関する取組や施設情報等について、国や市町村等に対し積極的な情報提供に努めるとともに、地域活性化の観点から未利用財産の活用や施設の集約等における自治体間連携を検討するなど、ファシリティマネジメントの取組の広域化につなげていきます。
- 災害時に仮設住宅の建設用地や大量に発生した廃棄物の仮置場などの土地を確保するため、国や市町村等と連携し、災害時の円滑な利用につながる未利用地情報等の共有化について検討します。

<sup>&</sup>lt;sup>9</sup> ZEB、ZEH:「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ビルディング)」の略。外壁や屋根の高断熱化と高効率設備による省エネと、屋根置き太陽光発電等の再生可能エネルギー導入による創エネにより、正味のエネルギー収支がゼロあるいはゼロに近くなる住宅・建築物。

#### (3) PPP/PFIの取組の検討

• 民間の資金やノウハウ等を活用するため、多様なPPP/PFI手法の導入についても積極的に検討します。

#### (4) ファシリティマネジメントの取組状況等の公表

• ファシリティマネジメントに関しする様々な意見を取り入れるため、取組状況 等を公表するとともに、県内外に広く発信していきます。

### (5)ファシリティマネジメントを推進するための体制整備<sup>10</sup>

- 本基本方針を推進するうえで特に重要な事項については、関係課会議で協議調整を行い、必要に応じて庁議に報告します。
- 個別、具体的な検討が必要な場合は、熊本県県有財産利活用推進会議にワーキンググループを設置し、テーマ毎に実務的な検討を進めます。
- 今後は、同推進会議及び総務部財産経営課において、本方針や個別施設計画に基づく取組の進捗管理及び進捗状況等の評価等を行っていくほか、必要に応じ、本方針の改訂を行い、内容の見直し、充実を図ります。
- 一方、具体的な取組に対応するため、財産管理を所管する所属の役割等、組織体制についても、必要に応じ、見直していきます。

#### (6) 固定資産台帳の整備・活用11

• 県有財産の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費見込みの算出や施設の 長寿命化・集約化といったマネジメントに固定資産台帳を活用していきます。

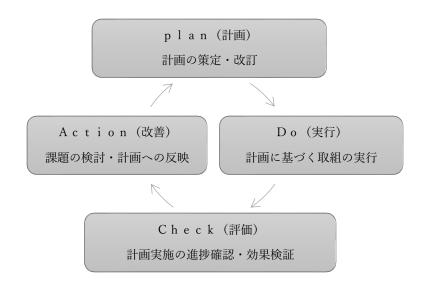
#### (7) PDCAサイクルの推進方針

- 本計画の進捗管理については、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)により、継続的に取組むこととし、その評価結果及び県計画等との整合を図りながら、社会経済情勢の変化に柔軟に対応するため、概ね5年ごとに見直します。
- 各個別施設計画においてもPDCAサイクルにより評価及び改善を行い、本計画に反映します。

<sup>10</sup> ファシリティマネジメントを着実に推進し、本方針に基づく取組を進めるため、取組の推進、各財産の情報共有及び部局間調整等を行う全庁的な体制として、平成25年度に「熊本県県有財産利活用推進会議」を設置しています。

<sup>11</sup> 平成27年1月23日付け総務大臣通知「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」を受け、全庁的な推進体制として平成27年4月に「公会計制度改革プロジェクトチーム」を設置し、固定資産台帳を整備しました。

# 【PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ】



# Plan (計画)

本計画に定めた方針に基づきより具体的に推進・実践していくため、本計画の改訂を行います。 この計画の改訂については、全庁的な取組体制において行います。

#### Do (実行)

各個別施設計画及び保全計画に基づき、計画的な長寿命化対策や保守点検等を行い、各施設の適正な運営・管理を実行します。

# Check (評価)

計画の進捗状況の確認、課題の抽出、財政状況による分析、他計画との整合性の確認等を行い、 評価します。

# Action (改善)

各個別施設計画及び保全計画を踏まえ、評価結果や社会状況に応じた改善案を検討し、本計画の 見直しを行います。

# 第5章 施設類型ごとの具体的な実施方策

第4章の「具体的な取組」を踏まえ、施設類型ごとに主要な取組を進めます。

### 1 庁舎等建築物

#### <対象施設等>

熊本県が所有する本庁舎、警察(消防)施設、学校、職員住宅等(以下「庁舎等建築物」という。)、原則、管理について法令に特別の定めがない建築物を対象とします。

# <具体的な取組>

### ■ 施設設評価の実施 (統合・廃止の推進)・個別施設計画の策定

- 一定基準以上の庁舎等建築物は、施設アセスメント調査を実施し、建築物の利活用の各区分(継続利用(60年・90年)、建替、転用、廃止)への適合性を判定することとしており、その判定結果を基に、令和2年度に個別施設計画<sup>12</sup>を策定しました。
- 新たな行政ニーズに対応するための施設の新設や、著しい機能低下等による 建替や改修が必要となった場合は、他施設との集約、既存施設の転用のほか、 必要に応じて、PFI等民間活力導入を含めた検討を行います。
- 未利用となった施設等余剰スペースのうち庁内及び地元自治体での利活用や 災害時での活用等が見込めないものについては、売却や貸付けを進めるなど 施設の総量最適化を促進します。

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 建築基準法の法定点検の対象となる庁舎等建築物はその点検結果を、施設アセスメントの対象となる庁舎等建築物はその調査結果等を活用し、施設の保全に努めます。
- 施設管理者を対象とした研修会開催のほか、「建物管理の手引き」の見直しや タイムリーな保全情報の発信により、日常の保全業務の最適化に向けた取組 を支援します。
- 既存の工事記録簿に加え、平成26年度以降は熊本県営繕保全情報システム に工事情報を入力し、保全履歴データを蓄積することで適切な建築物の状況 把握につなげています。

<sup>12</sup> 個々の建物の築年数や構造等に着目して、目標使用年数を含む利活用の方向性を示しており、この方向性を基に予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、施設利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化の推進や適切な時期に建替等の検討を行うことを体系化することにより、予算の縮減や費用の平準化を図ることを目的としています。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 法定点検や施設アセスメント等の点検、診断等の結果、人的被害や事故につ ながる可能性が高いと判断された庁舎等建築物については、緊急的な修繕や 安全対策等を行います。
- 今後の利活用の見込みがなく、老朽化が進んだ庁舎等建築物は、解体撤去に 努め、安全を確保します。大規模改修等が必要で、緊急的な対応が難しい場合 等は、使用の一時中止も検討し、安全確保に努めます。
- 耐震化については、庁舎等建築物のうち、耐震改修促進法に基づく特定既存 耐震不適格建築物の耐震診断は全て完了しています。しかし、「平成28年熊 本地震」では想定を超える被害が発生したことから、被災した建築物の復旧・ 復興に当たっても、早期復旧や耐震化、機能強化による耐災性の向上を図っ ていきます。
- 特定既存耐震不適格建築物に該当しない庁舎等建築物で、今後も利活用すべき施設については、施設の機能や利用形態等を考慮し、必要に応じて耐震診断、改修を進めていきます。

#### ■ 保全計画の策定

- 各施設における個別の状況(老朽化の進捗状況、建物構造、築年数、立地環境等)を踏まえた上で、より具体的かつ予防保全を基本とした保全計画を令和4年度以降順次策定していきます。各施設の実態に応じた保全計画を基づき、緊急性や重要度等により優先順位を検討し、長寿命化を図るとともに財政負担の平準化及び負担軽減を進めていきます。
- 学校施設については、令和2年度から学校ごとの個別学校改善プランを順次 作成しており、長寿命化の取組を進めています。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

- 今後も利活用する施設については、「県有施設の長寿命化等に関する指針」に 沿って、60年使用を目標に、基幹的部位における予防保全の導入による長 寿命化を図ります。長期的な利用が見込まれる庁舎等建築物については、9 0年使用を目標とした長寿命化改修(築後40年頃)や建替等に取り組むこ とで、更なる長寿命化を進めます。
- 予防保全や長寿命化改修に当たっては、施設ごとの保全計画に基づき、計画的な実施につなげていきます。また、ユニバーサルデザイン化の推進に当たっては、「ユニバーサルデザイン建築ガイドライン(2003年策定)」に基づき、施設内の段差や狭い通路、わかりにくい案内看板表示を見直すなど、高齢者や障がい者等に配慮した施設整備を促進することで誰もが円滑に利用できる建築物の整備を図ります。

# 2 都市公園

# <対象施設等>

熊本県が管理する都市公園を対象とします。

#### <具体的な取組>

#### ■ 施設評価の実施(統合・廃止の推進)

• 建築物や遊具といった公園施設については、修繕、更新時期に合わせ、利用状況等を把握し、頻度が低い場合は廃止についても検討します。

# ■ 施設の点検、診断等の実施

- 遊具については、国土交通省が策定した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき日常点検および定期点検を実施し、健全度を診断します。
- その他公園施設については、公園管理者による巡視において確認を行います。

### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検、診断等により公園施設に不具合があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行います。
- 大規模改修等が必要で、すみやかに修繕等での対応が難しい施設については、 使用禁止等の必要な措置を講じ、安全確保に努めます。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

- 平成29年度に策定した公園施設長寿命化計画(令和5年度までに見直し) に基づき、施設の更新等を計画的に実施します。
- 計画的な補修工事により施設の長寿命化を図ります。
  - ※ 老朽化の状況は「1 庁舎等建築物」にまとめて記載

# 3 空港

### <対象施設等>

熊本県が所有する空港基本施設(建築物、土木施設、航空灯火施設)等(以下「空港施設等」という。)を対象とします。

なお、建築物に関する実施方策は「庁舎等建築物」に準じます。

### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

• 空港施設等については、航空法及び同施行規則で定める「保安上の基準」に基づき、空港内の施設の供用性、航空機の運航に対する安定性の確保並びに施設の長寿命化を図ることを目的とし、特性等を踏まえた点検(日常・定期・詳細)、経常維持、修繕、除雪及び緊急対応に関する計画を定め、実施します。

## ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 今後も利用する空港施設等について、日常点検(巡回)、診断等により危険性があり、航空法及び同施行規則に定める「保安上の基準」を著しく満足しないと判断される場合には、空港の運用を一時中止し、緊急修繕等による安全確保に努めます。
- 修繕後、点検・診断を行い、「保安上の基準」を満たすことが判断された時点で、空港運用再開処置を行います。

# ■ 施設の長寿命化の取組

• 今後も利用する空港施設等については、経常的な維持並びに異常の程度や状態を把握、評価する点検及び点検に基づく修繕又は更新を適切に実施し、施設の供用性、航空機の運航に対する安定性(施設に求められる性能を保持し続ける)を確保するための予防保全を確実に実施し、施設の長寿命化を図ります。

※ 老朽化の状況は「1 庁舎等建築物」にまとめて記載

# 4 県営住宅

# <対象施設等>

熊本県が管理する県営住宅を対象とします。なお、県営住宅の付帯施設や集会場等の共同施設を含みます。

### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設評価の実施 (統合・廃止の推進)

• 既存団地については、入居需要は依然として高く、今後しばらくは高い入居 倍率で推移することが予想されることから、熊本県住宅マスタープランに基 づき、耐用年数に達するまで有効活用します。

# ■ 施設の点検、診断等の実施

建築基準法に基づき、建築物については3年毎、建築設備等については毎年の定期点検(法定点検)を実施し、劣化や不具合等の把握を行っていきます。

# ■ 施設の耐震化13や安全確保の取組

• 指定管理者による一般修繕・維持管理を行うとともに、計画的に改修工事を 実施することで建物の劣化を防ぎ、安全確保を図ります。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

• 熊本県営住宅長寿命化計画における耐用年数(70年)に達するまで良好な 状態で維持し、ライフサイクルコストの縮減を図るため、定期的な点検、予防 保全的な視点に立った修繕、耐久性向上のための改修工事を実施します。

※老朽化の状況は「1 庁舎等建築物」にまとめて記載

<sup>13</sup> 耐震化は平成19年度までに完了しています。

# 5 道路

### <対象施設等>

熊本県が管理する国道及び県道を対象とします。なお、トンネル、橋梁など道路と 一体となって、その効用を全うする施設及び道路の附属物を含みます。

### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 道路法施行規則及び告示に基づき、トンネル、橋梁等について、国が策定した 基準等に基づき、5年に1度の割合で近接目視による定期点検を実施し、全 国共通の統一的な尺度で健全性を判定し、診断結果を分類します。
- 舗装、道路法面、道路附属物等に関しても、国が策定した基準に基づき、定期 的に点検を行い、健全度の診断を行います。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

• 耐震化対策を促進するとともに点検・診断等により「機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態」と判断された場合には緊急に対策(補修)を実施し、必要に応じて交通止め等の規制も行うことで利用者の安全確保を図ります。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

個別に策定した長寿命化計画等に基づき、予防保全型維持管理によるメンテナンスサイクル(点検→診断→措置→記録)を実行し、施設の長寿命化策を図ります。

#### 6 河川

# <対象施設等>

熊本県が管理する河川及び河川に附随する水門、樋門、樋管、排水機場(以下「河川構造物」という。)及び熊本県土木部で管理するダムを対象とします。

#### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- [河川] 河川の重要度に応じた平常時の巡視を実施するとともに、河川堤防の築堤区間を中心に、出水期前に年1回以上の点検を実施します。また、河川構造物についても、出水期前に年1回以上の点検を実施します。
- [ダム] ダム毎に定められた点検基準に基づき、日常点検を職員および専門業者により実施します。中長期的な点検として、3年毎の定期点検および30年毎のダム総合点検を実施します。

### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- [河川] これまでに耐震点検等や対策を実施していますが、今後、点検、診断等により危険性があると判断された場合には、緊急的な修繕等を行うものとします。
- [ダム] ダム本体の地震に対する安全性は設計時に確保しているため、平成 28 年熊本地震でも被害は確認されていません。ただ、管理棟など付帯設備の一部では耐震性能を確認できていない施設もあるため、今後、更新時期に合わせて、耐震補強について、調査・検討を実施する予定です。なお、点検等により異常があると判断された場合には、修繕等による安全確保に努めるものとします。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

- [河川] 水門・排水機場等については、既に策定した長寿命化計画に基づく予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。なお、予防保全や長寿命化改修の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえた実施時期の調整等を行い、財政負担の平準化を図ります。
- [ダム] ダム長寿命化計画については、既に策定した長寿命化計画に基づき、 予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。なお、予防保全 や長寿命化改修の実施に当たっては、緊急性や重要性等を踏まえた実施時期 の調整等を行い、財政負担の平準化を図ります。

(資料11) 河川:県管理ダムの経過年数及び設備の老朽化状況

ダム名	ダム形式	しゅん工年	経過年数
市房ダム		1960年	61年
氷川ダム		1973 (2010) 年	47 (10) 年
亀川ダム	   重力式ダム	1983年	38年
石打ダム	里刀丸グム	1993 年	28 年
上津浦ダム		2004年	16年
路木ダム		2014年	7年

(令和3年4月現在)

# 7 砂防

# <対象施設等>

熊本県が管理する砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設(以下、総称して「砂防施設」という。)を対象とします。

### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 「熊本県砂防施設長寿命化計画」に基づき、施設の健全度毎に定めた点検周期により定期的な点検を実施します。また、震度5弱以上の地震が観測された場合や、土砂災害警戒情報(危険度3)が発令された場合、臨時点検を実施します。
- 点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用します。

### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

• 点検・診断等により県民等に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、必要な対策を講じます。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

- 長寿命化計画に基づき、「事後保全型の維持管理」から「予防保全型の維持管理」への転換を図り、ライフサイクルコストの縮減と維持管理費の平準化を図りつつ、長期にわたり砂防施設の機能及び性能を維持・確保します。
- 令和7年度までに健全度C(事後保全)を解消し、「予防保全型の維持管理」 に取り組みます。

# 8 流域下水道

#### <対象施設等>

熊本県が管理する流域下水道施設(管路、処理場、ポンプ場)を対象とします。

#### <具体的な実施方策>

### ■ 施設評価の実施(統合・廃止の推進)

• 人口減少や節水型社会の到来に伴い、流域下水道に流入する計画汚水量についても減少の傾向にありますが、全体計画の見直しを適宜行い、将来の流入量を的確に予測していくことで流入量に見合う、無駄のない計画で改築更新を随時実施します。

# ■ 施設の点検、診断等の実施

- 管路の目視点検や管渠内カメラ点検を行い、管路の老朽化や劣化状況の把握 に努めます。
- 処理場及びポンプ場の施設については、「下水道維持管理指針(平成26年度 公益社団法人日本下水道協会改訂版)」等に基づき、定期的な点検を実施し、 施設の現状の把握に努めます。

#### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 各流域下水道において耐震診断を実施し、その結果に基づき、順次、耐震対策 工事を実施します。
- 点検により判明した異常箇所については、修繕工事等の対応を行います。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

- 管路施設については、定期的に清掃による汚物取り除き、テレビカメラ調査による内部の劣化・老朽化等の現状把握や必要に応じた維持修繕を実施することで、施設の延命化を図ります。
- 処理場及びポンプ場については、平成29年度にストックマネジメント計画 を策定しており、計画に沿った維持管理・改築更新を実施します。

# 9 港湾

# <対象施設等>

熊本県が管理する港湾施設のうち技術基準対象施設(水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設等)を対象とします。

#### <具体的な実施方策>

# ■ 施設の点検、診断等の実施

・ 港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び告示に基づき、港湾施設について5年に1回(当該施設の損傷に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすものについては3年に1回)定期点検を実施し、健全度を診断します。さらに、年1回以上の巡視・点検を実施し、健全度を確認します。

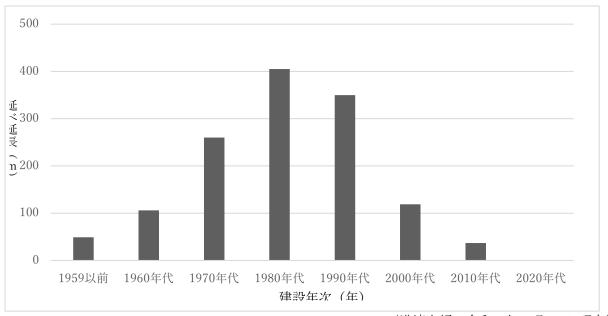
#### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 施設の巡視・点検の結果、利用の安全性に支障をきたす場合は、必要となる修 繕や安全対策(利用制限等)を実施するなど、安全確保に努めます。
- 施設の耐震化については、国土交通省令で定める基準に従い、通常の地震に耐えられるよう整備します。併せて、県内の人口集積度及び地域特性を踏まえ、熊本港・八代港・本渡港において、熊本県地域防災計画に基づき、大規模地震・津波発生時、背後地域の経済活動を維持するよう、必要となる防災対策を推進します。
- 県内の重要港湾(八代港、熊本港、三角港)においては、災害時も港湾の重要機能が最低限継続可能となるよう、港湾BCPの策定を推進します。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

• 港湾施設については、既に策定した長寿命化計画に基づき、予防保全型の維持管理を実施し、施設の長寿命化を図ります。

(資料12) 港湾:整備年代別施設数



(港湾台帳:令和3年8月31日現在)

# 10 海岸

# <対象施設等>

海岸法第3条の規定により指定される海岸保全区域内にある堤防・護岸等の海岸保 全施設を対象とします。

### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づく機能診断調査により、海岸保 全施設の防護機能及び性能を適切に把握・評価します。
- 巡視(パトロール)及び定期点検により、予防保全型の維持管理が適切に行えるよう取り組みます。
- 点検結果のデータ等については、今後の点検の効率的な実施や長寿命化計画 の策定・変更における有用な基礎資料とするため、適切に記録・保存します。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

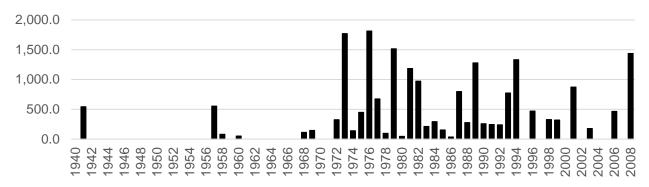
- 点検・診断により防護機能が確保できていないと評価された施設については、 改良・修繕等の対策を行う前に、安全確保の観点から応急措置や安全確保措 置等を講じます。
- 耐震対策については、東日本大震災後に策定された「河川構造物の耐震性能 照査指針・解説(平成24年2月国土交通省)」等に基づき、各海岸管理者で 海岸保全施設の耐震調査を実施し、その調査結果を踏まえ、必要な箇所から 順次対策を実施していきます。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

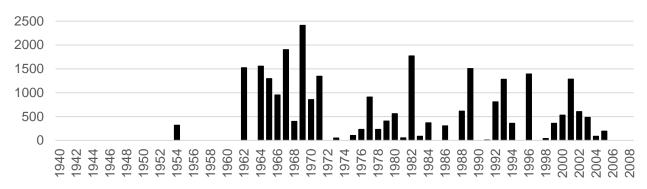
• 維持管理に要する費用の縮減や平準化を図りつつ、津波・高潮等の外力に対する所定の防護機能を持続的に確保していくため、ライフサイクルマネジメントの考え方に基づいた長寿命化計画を策定し、効率的・効果的な維持管理を推進していきます。

(資料13)海岸:用途毎築年別延べ延長(単位:m)

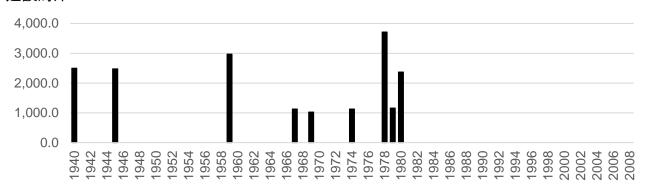
# 漁港海岸



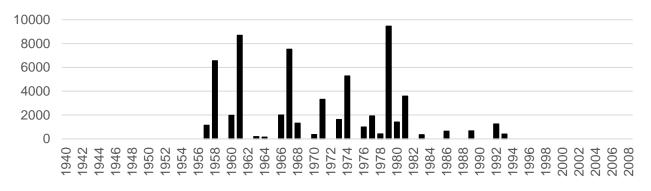
# 港湾海岸



# 建設海岸



# 農地海岸



(海岸台帳:令和3年3月31日現在)

# 11 林道

### <対象施設等>

熊本県が管理する、県有林林道を対象とします。

# <具体的な実施方策>

# ■ 施設の点検、診断等の実施

- 熊本県県有林巡視員設置基準の規定に基づき、県有林各団地に県有林巡視員 を配置し、巡視員は受持区域内の土地、立竹木、道路等を巡視しています。
- 熊本県県有林林分状況点検要領の規定に基づき、県職員等が道路等の点検を 行っています。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

• 降雨等による災害については、災害復旧事業や補修事業を実施し、安全確保に努めるものとします。その他、必要に応じて除草等を実施し、通常の維持管理に努めています。

# ■ 施設の長寿命化の取組

- 県有林の適正な管理、効率的な森林施業を実施するうえで骨格的な役割を果たす施設であり、維持管理を適正に行うことにより、その機能保全に努めます。
- 施設の整備、維持管理に当たっては、既に策定した県有林林道施設長寿命化計画(個別施設計画)に基づき、林道施設の適正な維持管理、更新に努め、周辺の森林における路網整備の状況等を踏まえつつ一体的に実施することで財政負担の軽減を図ります。

(資料14) 林道の開設年別延べ延長

開設年	延長(m)	経過年
1933	4,208	88
1960	4,440	61
1975	4,000	46
1992	1,503	29
1993	5,300	28
2015	2,131	6
計	21,582	

(林道台帳:令和3年3月31日現在)

# 12 治山

# <対象施設等>

熊本県が管理する治山施設を対象とします。

#### <具体的な実施方策>

# ■ 施設の点検、診断等の実施

• 山地災害危険地区調査や計画調査時等において、施設の劣化状況等を点検し、 適切な維持管理が行えるよう取組ます。

## ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 施設の点検・診断結果に基づき、適時維持補修事業を実施し、安全確保に努めることとします。
- 地震や降雨等により治山施設が被災した場合は、災害復旧事業を実施し、施 設の機能回復を図ります。

# ■ 施設の長寿命化の取組

• 治山個別施設計画に基づき、治山施設の適切な維持管理、更新を推進します。

# 13 漁港

# <対象施設等>

漁港漁場整備法第三条に規定された漁港区域内の施設のうち、外郭施設、係留施設、水域施設、輸送施設(道路及び橋梁に限る)、漁港施設用地(護岸及び人工地盤に限る)等漁港施設を対象とします。

### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン(水産庁策定)」 に基づく機能診断調査により、漁港施設の健全度を適切に把握・評価します。
- 巡視(パトロール)及び定期点検により、予防保全型の維持管理が適切に行えるよう取り組みます。
- 点検結果のデータ等については、今後の点検の効率的な実施や機能保全計画 の策定・変更における有用な基礎資料とするため、適切に記録・保存します。

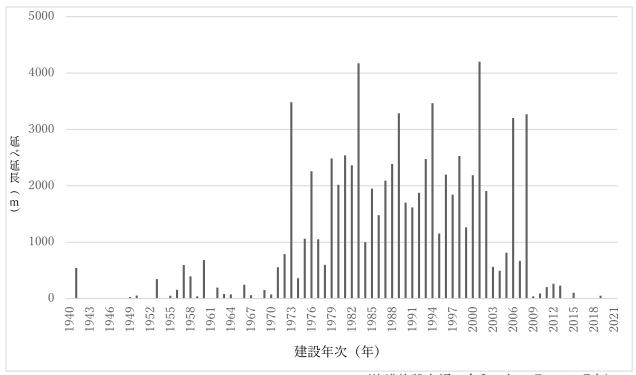
### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

- 点検・診断により機能低下が確認された施設については、改良・修繕等の対策 を行うとともに、必要に応じて応急措置や安全確保措置等を講じます。
- 耐震対策については、「平成23年東日本大震災を踏まえた漁港施設の地震・ 津波対策の基本的な考え方(水産庁)」等に基づき、漁港施設の耐震調査を実 施し、その調査結果を踏まえ、必要に応じて順次対策を実施していきます。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

• 施設の長寿命化を図りつつ更新コストを平準化するため、施設の機能保全に 必要な日常管理や保全・更新工事を盛り込んだ機能保全計画を策定し、効率 的・効果的な維持管理を推進していきます。

(資料15) 漁港の整備年別延べ延長



(漁港施設台帳:令和3年3月31日現在)

# 14 土地改良施設

### <対象施設等>

熊本県土地改良財産の管理及び処分に関する条例第 12 条第 3 項に規定されたダム、一定規模以上のため池・えん堤(頭首工)を対象とします。

#### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 「農業水利施設の機能保全の手引き(平成27年5月 農林水産省)」に基づく機能診断調査により農業水利施設の点検・診断を行い、機能保全計画を策定します。
- 管理委託により受託者が日常の点検を行い、各施設の適切な維持管理に努めます。

### ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

• 「土地改良事業設計指針「耐震設計」(平成27年5月 農林水産省)」に基づき、各施設の耐震調査を実施します。今後はその調査結果を踏まえ、必要な措置を講じることで安全確保に努めていきます。

### ■ 施設の長寿命化の取組

- 各施設において、点検・診断結果に基づき、各種補助事業により整備・補修を 実施しながら延命化を図ります。
- 全面的に更新が必要となった場合も、補助事業を活用し更新を図ります。
- 今後も利用する施設については、機能保全計画に基づき長寿命化を図ります。 (資料16) 土地改良施設の経過年数

対象施設	名称	築造年	経過年数
頭首工	白石	1964年	57年
	天君	1970年	51 年
	清願寺	1983年	38年
	楠浦	1966年	55 年
農業用ダム	志岐	1973年	48年
	教良木	1976年	45 年
ため池	五和	1985 年	36 年
	五和東部	2002年	19 年
	大切畑	1975 年	46 年※
	深迫	1977 年	44 年

※大切畑ダムは、熊本地震により被災したため、現在、災害復旧事業により復旧中。

(令和3年3月31日現在)

# 15 交通安全施設

### <対象施設等>

熊本県警察が設置・管理する交通安全施設(信号機)を対象とします。

# <具体的な実施方策>

#### ■ 施設評価の実施(統合・廃止の推進)

• 信号機については、道路状況及び環境の変化等に応じ、新設・廃止を行います。信号機の耐用年数は、これを構成する機器ごとに異なり、信号制御機は19年、信号柱(コンクリート柱)は42年であることから、更新時期を迎えた機器は優先順位を考慮の上、順次更新を行っていきます。

# ■ 施設の点検、診断等の実施

• 信号機については、警察官による確認のほか、保守業者による年1回の点検・ 確認を行い、施設の劣化状況の把握に努めます。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

• 点検等により、機器の劣化が確認された場合は、適時修繕工事等の対応を行い、安全確保に努めることとします。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

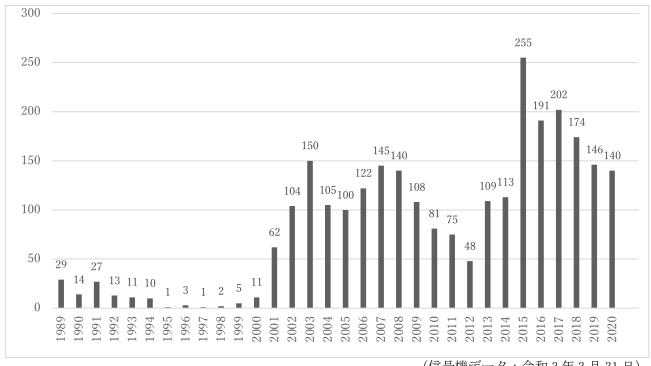
- 信号機については、機器ごとの耐用年数や保守点検結果等に基づいて必要な 更新を行い、長寿命化を図ります。
- 灯器については、電球式からLED式への更新を進め、省電力化とともに長 寿命化を図ります。

# (資料17) 交通安全施設:信号灯器の仕様別内訳

区分	総数	内LED数	うち電球式数
車両用灯器	13,976	8,540	5,436
歩行者用灯器	12,353	8,329	4,024
矢印灯器	1,610	1,510	100

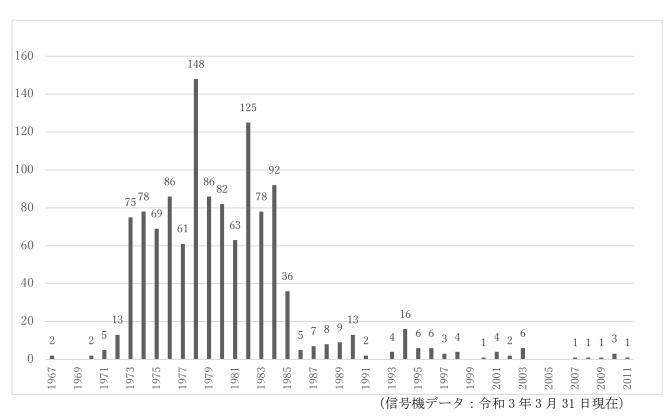
(信号機データ:令和3年3月31日現在)

(資料18) 交通安全施設:信号制御機の製造年別基数



(信号機データ:令和3年3月31日)

(資料19) 交通安全施設:コンクリート製信号柱の製造年別本数



※鋼管製信号柱は今後10年以上更新の必要がないため計上せず

# 16 企業会計(企業局)

#### <対象施設等>

企業局事業(電気事業、工業用水道事業、有料駐車場事業)に係る施設(建築物・ 構築物・設備)を対象とします。

#### <具体的な実施方策>

#### ■ 施設評価の実施

• 持続可能な事業運用を実現するために、中長期的な視点に立ち、アセットマネジメント等を用いた計画的な施設の維持管理及び更新についての評価を行います。

### ■ 施設の点検、診断等の実施

- 施設毎に定めた保安計画に基づき設備の巡視・点検等を着実に実施します。
- 機器毎の点検・故障等の履歴を管理し、老朽化診断等を実施しながら適切な 更新を実施します。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

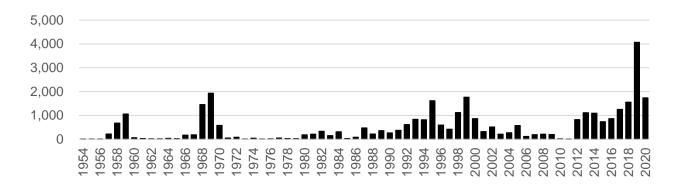
- 施設毎に定期点検等を確実に実施し、保全に努めます。
- 耐震改修促進法に基づく特定既存耐震不適格建築物の耐震診断は全て実施済 みで、そのうち耐震改修が必要な建築物については、全て改修済みであった ため、平成28年熊本地震では、被害を最小限に抑えることができました。
- その他の建築物及び設備・管路等については、施設の機能等を考慮し、必要に 応じ耐震改修を進めていきます。

# ■ 施設の長寿命化の取組

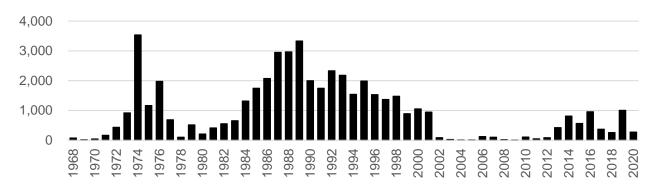
- 各事業、施設の評価結果に基づき、機能への影響が大きく応急措置が困難な 設備については、定期的に交換・更新を行う予防保全型の対策、一方、機能へ の影響が小さく応急措置が可能な設備については、異常の兆候や故障の発生 後に対策を実施する事後保全型の対策を基本とした施設改良・修繕計画を策 定し、維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と平準化を図ります。
- 土木構造物や建築物については、適時修繕を実施し、長寿命化対策を実施し ます。

# (資料20) 企業会計(企業局):事業別建設改良費の推移

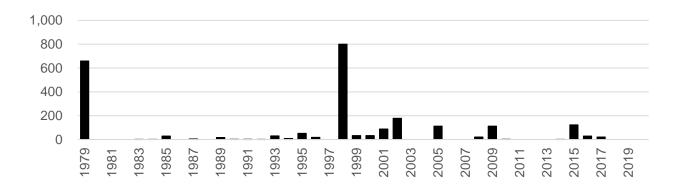
# 電気事業



# 工業用水道事業



# 有料駐車場事業



(資金収支表:令和2年3月31日現在)

# 17 企業会計 (病院局)

### <対象施設等>

熊本県病院局が所管する"こころの医療センター"を対象とします。

#### <具体的な実施方策>

# ■ 施設の点検、診断等の実施

• 建築基準法や消防法による点検・診断や、日常の点検を引き続き行うことで、 庁舎の設備保全を行います。

# ■ 施設の耐震化や安全確保の取組

• 点検や診断等により、危険性があると判断された場合は、修繕その他必要な 措置を講じることで安全確保に努めていきます。対象施設は、新耐震基準の もと施工されていますが、今後も安全確保の取組を続けていくものとします。

#### ■ 施設の長寿命化の取組

- 目標使用年数を設定し、病棟など必要に応じて改修を行いながら、予防保全による長寿命化を図るものとします。
- 改修や予防保全の実施に当たっては、緊急性や重要性を踏まえた実施時期の 調整等を行い、財政負担や事務の平準化を図ります。

(資料21) 企業会計(病院局):建築物の経過年数

建物・種類	取得年月日	経過年数
病院本体	H9.3.31	24
看護宿舎	S50.11.1	45
ポンプ庫・プロパン庫	S50.11.1	45
公用車車庫	H27.3.23	6

(令和3年3月31日現在)

# 第6章 資料編

# 【資料1:これまでに行った過去の実績】

# (1) 未利用県有財産の売却等

# ア 未利用財産の売却

年 度	件数	売却金額(百万円)
平成21年度	2 2	2, 974
平成22年度	2 4	3, 958
平成23年度	1 8	1, 657
平成24年度	8	2, 426
平成25年度	1 1	4 6
平成26年度	1 3	1, 874
平成27年度	1 0	6 4 3
平成28年度	6	1 5
平成29年度	1 3	1 0 1
平成30年度	1 1	1, 019
令和元年度	1 4	1, 793
令和2年度	7	6 2

# イ 県立学校の廃校(R4.3現在)

学校名	閉校年月日	利活用の状況
蘇陽高校	平成24年3月	民間業者へ売却 (H31.3)
天草東高校	平成24年3月	「くまもと県民発電所」として活用
松島商業高校	平成24年3月	コロナ関係物品保管場所として活用
氷川高校	平成26年3月	鏡わかあゆ高等支援学校開設
水俣高校	平成26年3月	体育館、テニスコートは本校部活で活用、商業実習棟は水俣市が「水俣環境アカデミア」として活用
天草高校天草西校	平成27年3月	一般競争入札予定(R4.5 開札予定)
河浦高校	平成29年3月	利活用検討中
南関高校	平成29年3月	南関町へ譲与(H30.4)
多良木高校	平成31年3月	一部に球磨支援学校を移転、一部を多 良木町へ中学校用地として譲与(R4.3)

# (2) 行政財産の貸付け

貸付内容	契約件数	貸付期間
県庁舎エレベーターホール壁面への有料広告	2 1 6	平成21年度~
免許センター電子公告媒体(デジタルサイネージ)	1	平成3年度~
自販機及び売店の公募	7 9	令和3年3月31日現在
熊本県庁会議棟1号館	5	令和3年4月1日現在

# (3) 施設の維持管理業務の効率化

対象業務	対象数	変更前	変更内容	
昇降機(エレベーター)	18台	16契約	12契約に集約	
		単年度契約	複数年(3年)契約	
自動ドア	3 1 台	19契約	4契約(広域本部別)に集約	
自家用電気工作物	18施設	単年度契約	複数年(3年)契約	
浄化槽	2 施設	単年度契約	複数年(3年)契約	

# (4) ネーミングライツの導入実績

施設名	金額	期間
熊本県民総合運動公園陸	年間2,500万円	平成24年度~
上競技場		(4年契約)
藤崎台県営野球場	年間1,000万円	平成30年度~
		(3年契約)

# (5) 県有施設の集約化

地域	事業内容	事業期間
県央広域本部	県央広域本部・防災センター	平成28年度~
	合築庁舎として整備	令和4年度
上益城総合庁舎	総合庁舎への保健所機能移転を含む	平成28年度~
	復旧工事を実施	令和元年度
鹿本総合庁舎	総合庁舎を改修し、総合庁舎への保健	平成30年度~
	所機能移転を実施	令和2年度
阿蘇総合庁舎	犬抑留所・書庫等を復旧し、総合庁舎	平成28年度~
	へ保健所機能移転を実施	令和元年度
球磨総合庁舎	総合庁舎を改修し、総合庁舎への保健	平成28年度~
	所機能移転を実施	平成30年度
天草総合庁舎	総合庁舎を改修し、総合庁舎への保健	平成29年度~
	所機能移転を実施	令和3年度

# (6) 官民連携による県有財産利活用事業

実施年度	事業内容
令和2年度	(企業局) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業 (コンセッション事業)
令和3年度	(企業局) 熊本県有明・八代工業用水道運営事業(コンセッション事業) 供用開始
	(知事部局)PFI導入に向けた導入適性調査の実施

# (7) 個別施設計画の策定

実施年度	計画名				
令和2年度 まで	熊本県庁舎等建築物個別施設計画	外34計画策定(23ページ参照)			

# (8) その他

取組	内容
指定管理者制度の導入	くまもと県民交流館のうち物産等情報提供施設(くまモンスクエア)外35件(R3.4.1 現在)
コンビニの設置	歳入確保及び職員の福利厚生の拡充のため県庁内に設置
固定資産台帳の整備	平成30年度決算(令和2年3月末)公表

# 【資料2:今後行う取組】

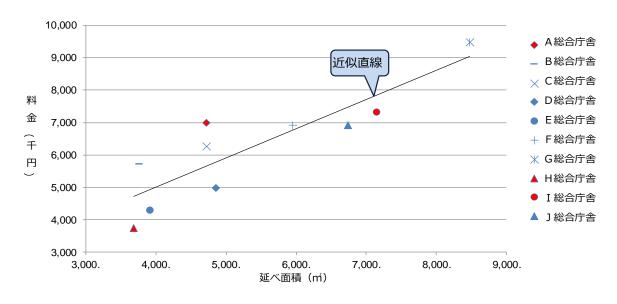
# (1) 未利用財産の売却(予定)

施設名	内容
山鹿保健所	鹿本総合庁舎へ機能を移転したため売却
阿蘇保健所 (内牧庁舎)	阿蘇総合庁舎へ機能を移転したため売却
旧天草地域ダム建設事務所	天草総合庁舎へ機能を移転したため売却
熊本土木事務所	合築庁舎へ機能を移転したため売却
熊本総合庁舎	合築庁舎へ機能を移転したため売却

### 【資料3:ベンチマーキング】

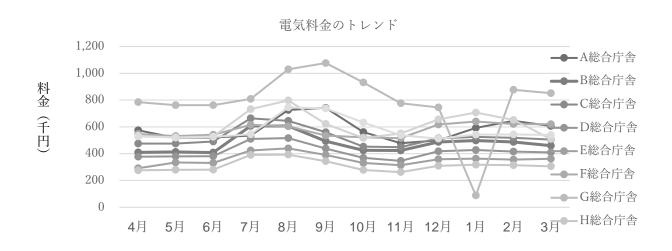
以下に、営繕保全情報システムに入力された総合庁舎の平成26年度電気料金のベンチマークとトレンドを示します。ベンチマークでは、多数の実測値の傾向を示す近似直線と比較し、最も下に乖離しているH総合庁舎が単位コスト効率の良い施設だとわかります。そこで、H総合庁舎の実際の設備仕様や取組などを分

析、調査し、実施可能な取組などを導入することで、維持管理経費の削減を目指します。



電気料金のベンチマーク

トレンドでは、ベンチマークを補足する分析ができます。各総合庁舎の月々の料金の変遷と比較し、特にG総合庁舎の冬場の料金が著しく低いことがわかります。G総合庁舎の設備使用や取組まで分析、調査することで、維持管理経費の削減が更に進む可能性があります。



# 【資料4:県有財産の維持管理・更新等に係る経費の見込み】

各個別施設計画における公共施設等の維持管理・更新等に係る経費が今後、おおむねどの程度必要になるのか環境アセスメントシステムにより機械的に試算しました。

なお33、試算に当たっては、各施設における個別的要因、物価の変動等は見込んでいないため、実際の経費と異なる可能性があります。

# ①10年間の経費の見込み

令和4年度以降耐用年数経過時に単純更新した場合、下表のとおり総額9,658億円、年平均965億円(②)必要となります。長寿命化対策を実施した場合、総額3,942億円、年平均394億円(①)となり、総額5,716億円、年平均571億円(③)の経費削減効果が見込まれます。しかし、過去3年間における経費の実績額が年平均314億円(④)となっていることから、今後、長寿命化対策を実施するとしても、年間約80億円(④-①)不足することになります。

# ≪維持管理・更新等に係る経費の見込み・10年間≫

財 (4)-(5)**(5)** 4)合計 **(2**) 1 **(3**) 源 長寿命化対策 現在要している 耐用年数経過 維持管理 改修 更新等 (1)+(2)+(3)時に単純更新 等の効果額 経費 込 修繕 した場合 (過去3年平均) 4 建築物(a) 42,829 58,759 117,096 218,684 215,902 2,782 10,129 普通 X インフラ施設(b) 53,156 27,812 79,863 160,832 710,442 △ 549,610 16,750 会計 欄 計(a+b) 95,986 196,959 86,571 379,515 926,344 △ 546,829 26,879 外 建築物(c) 225 611 92 928 296 632 186 記 公営事業 2,511 39,213 4,364 インフラ施設(d) 617 10,653 13,781 △ 25,432 載 会計 計(c+d) 2,736 1,228 10,745 14,709 39.509 △ 24,800 4,550 建築物計(a+c) 43,054 59,370 117,188 219,612 216,198 3,414 10,315 インフラ施設計(b+d) 55,667 28,429 90,516 174,613 749,655 △ 575.042 21,114 98.722 87.799 207.704 394.224 965.853 合計(a+b+c+d)△ 571.629 31,429 **▲**57.162 年平均 39,442 96,585 3,142

※国庫補助金、交付税措置のある地方債

(単位:百万円)

# ②30年間の経費の見込み

令和4年度以降耐用年数経過時に単純更新した場合、下表のとおり総額2兆6,199億円、年平均873億円(②)必要となります。長寿命化対策を実施した場合、総額1兆539億円、年平均351億円(①)となり、総額1兆5,659億円、年平均521億円(③)の効果が見込まれます。しかし、過去3年間における経費の実績額が年平均314億円(④)となっていることから、今後、長寿命化対策を実施するとしても、年間約37億円(④-①)不足することになります。

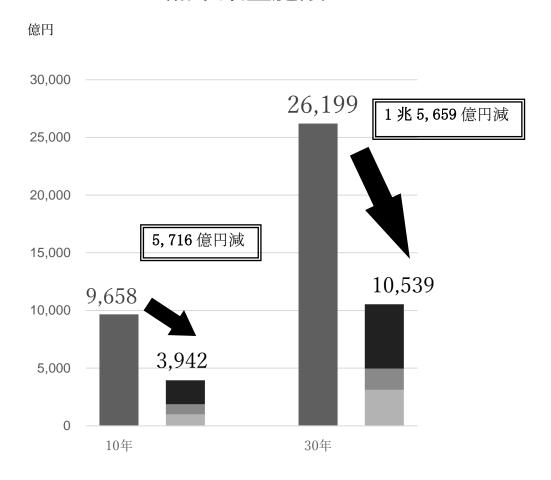
(単位:百万円)

≪維持管理・更新等に係る経費の見込み・30年間≫

-								
		① 維持管 理修繕	② 改修	③ 更新等	<b>④合計</b> (①+②+③)	⑤ 耐用年数経過 時に単純更新 した場合	(④-⑤) 長寿命化対策 等の効果額	⑥ 現在要している 経費 (過去3年平均)
普通会計	建築物(a)	157,004	123,700	267,747	548,451	715,267	▲ 166,816	10,129
	インフラ施設(b)	146,105	60,396	254,229	460,730	1,781,985	▲ 1,321,255	16,750
	計(a+b)	303,109	184,096	521,975	1,009,181	2,497,251	<b>▲</b> 1,488,070	26,879
公営事業 会計	建築物(c)	506	661	471	1,638	2,094	<b>▲</b> 456	186
	インフラ施設(d)	7,449	617	35,106	43,172	120,568	▲ 77,396	4,364
	計(c+d)	7,955	1,278	35,577	44,810	122,662	▲ 77,852	4,550
建築物計(a+c)			124,361	268,218	550,089	717,361	▲ 167,272	10,315
インフラ施設計(b+d)			61,013	289,335	503,902	1,902,553	▲ 1,398,651	21,114
合計(a+b+c+d)		311,064	185,374	557,552	1,053,991	2,619,913	▲ 1,565,922	31,429
年平均		35,133	87,330	<b>▲</b> 52,197	31,429		_	_

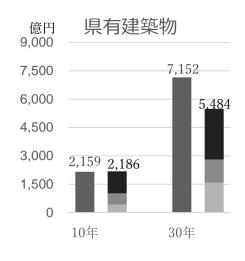
≪熊本県全施設及び施設類毎における耐用年数時に単純更新した場合と長寿命化対策を 行った場合の維持管理・更新等に係る経費の比較≫

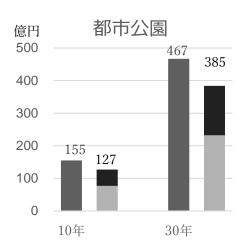
# 熊本県全施設



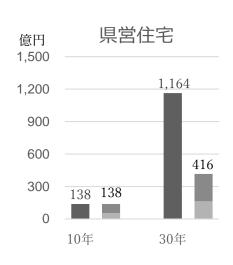
■単純更新 ■維持管理費 ■改修費 ■更新費

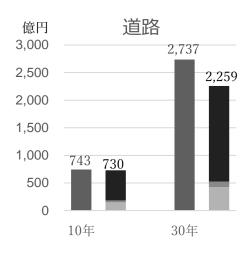
# ■単純更新 ■維持管理費 ■改修費 ■更新費



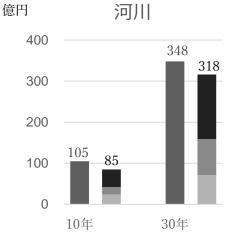


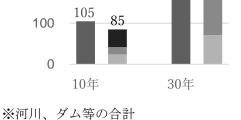
※県庁舎等、警察施設、県立学校等、職員住宅の合計

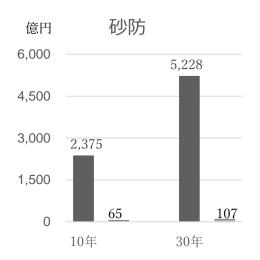




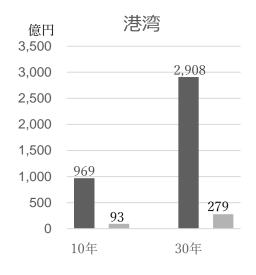
※橋梁、道路舗装等の合計

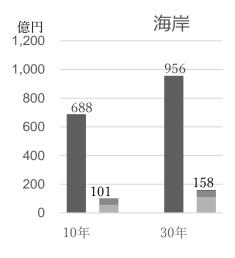




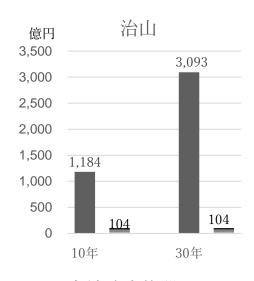


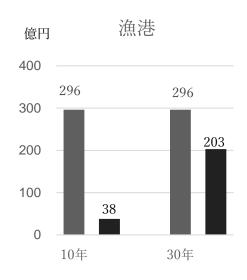
# ■単純更新 ■維持管理費 ■改修費 ■更新費

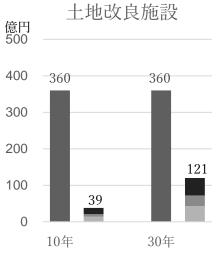


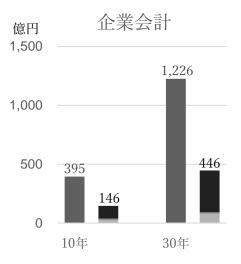


※建設、港湾、漁港、農地4海岸の合計









※流域下水道、企業局、病院局の合計

【資料5:本方針内における財産に関する用語集】

番号	用語	意味
1	県有財産	行政財産又は普通財産として管理される本県が所有する全ての 財産をいい、熊本県財産条例で管理されるものと他法令等によって管理されるものがあります。
2	県有施設	県有財産のうち、土地を除いた建築物やインフラ系施設、工作 物等を指します。
3	財産台帳登 録財産	熊本県財産条例で管理される財産のことを指します。 (公営住宅、都市公園、山林、工業団地を含む)
4	財産台帳に 登録されて いない財産	熊本県財産条例以外の他法令等で管理される財産のことを指します。(道路、河川等)
5	インフラ系 施設	道路や河川等、社会生活基盤を形成する施設を指します。
6	防災拠点施設	県民総合運動公園、産業展示場及び消防学校等の広域防災活動 拠点や、県庁、総合庁舎(熊本を除く)、熊本土木事務所といった地方災害対策本部となる施設を指します。
7	PFI	Public Private Partnershipの略。効率化や公共サービスの向上のため、民間資本や民間のノウハウを利用し、公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念。(9ページ参照)
8	PPP	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。(9ページ参照)
9	ストックマネジメント	施設の管理段階から、機能診断を踏まえた対策の検討・実施と その後の評価、モニタリングまでをデータベースに蓄積された 様々なデータを活用しつつ進めることにより、リスク管理を行 いつつ施設の長寿命化とLCCの低減を図るための技術体系及 び管理手法。 施設運営を重視したファシリティマネジメントの一分野です。
1 0	アセットマネジメント	持続可能な事業を実現するために、中長期的な視点に立ち、事業用施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に事業用施設を管理運営する体系化された実践活動。ファシリティマネジメントのうち、資産運用の観点を重視し、効率の最大化を目指す手法と言われます。